

# 那 霸 市 公 報

第 1 3 7 6 号  
毎月 2 回 1 , 1 5 日 発行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

那 霸 市 保 健 福 祉 医 療 審 議 会 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 福 祉 総 務 課 ) …… 552

### 公 告

天 久 公 園 多 目 的 広 場 の 公 園 施 設 設 置 及 び 一 部 供 用 に つ い て ( 都 市 施 設 管 理 セ ン タ  
ー ) …… 553

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て ( 市 民 課 ) …… 555

### 水 道 局 規 程

那 霸 市 水 道 局 局 議 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 …… 556

### 水 道 局 公 告

平 成 1 5 年 度 那 霸 市 水 道 局 工 事 ・ 業 務 委 託 発 注 の 見 通 し に 関 す る 事 項 の 変 更 の 公  
表 に つ い て …… 556

### 教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 立 学 校 結 核 対 策 委 員 会 規 則 …… 563

那 霸 市 立 幼 稚 園 2 年 保 育 モ デ ル 事 業 評 価 委 員 会 規 則 …… 564

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

指 定 投 票 区 及 び 指 定 関 係 投 票 区 に つ い て …… 566

指 定 在 外 選 挙 投 票 区 に つ い て …… 566

選挙人名簿の縦覧場所について	567
ポスター掲示場の設置場所について	567
投票所について	587
投票管理者及びその職務代理者の住所、氏名等について	590
開票管理者及びその職務代理者について	593
開票の場所及び日時について	594
開票立会人のくじを行う場所及び日時について	594
投票記載所の氏名等掲示順序決定のくじを行う日時及び場所について	595
裁判官の氏名等の掲示場所について	595
在外選挙人名簿の縦覧場所について	597

### 消防本部訓令

那覇市火災等予防違反処理規程	599
那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	666

**規 則**

**那覇市規則第71号**

平成15年11月4日

那覇市保健福祉医療審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保健福祉医療審議会規則の一部を改正する規則

那覇市保健福祉医療審議会規則（平成12年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「委員」を「正委員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

第4条第1項中「委員の任期は、2年」を「正委員の任期は、2年」に改め、同条第2項中「委員」を「正委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

第5条第1項中「委員」を「正委員」に改める。

第6条第2項中「委員の過半数」を「正委員及び当該審議会の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第8条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総括的事務については健康福祉部福祉総務課において、その他の事務については健康福祉部各担当課において処理する。

第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

---

公 告

---

---

那覇市公告第65号

平成15年10月22日

掲 示 済

天久公園多目的広場の公園施設設置及び一部供用について

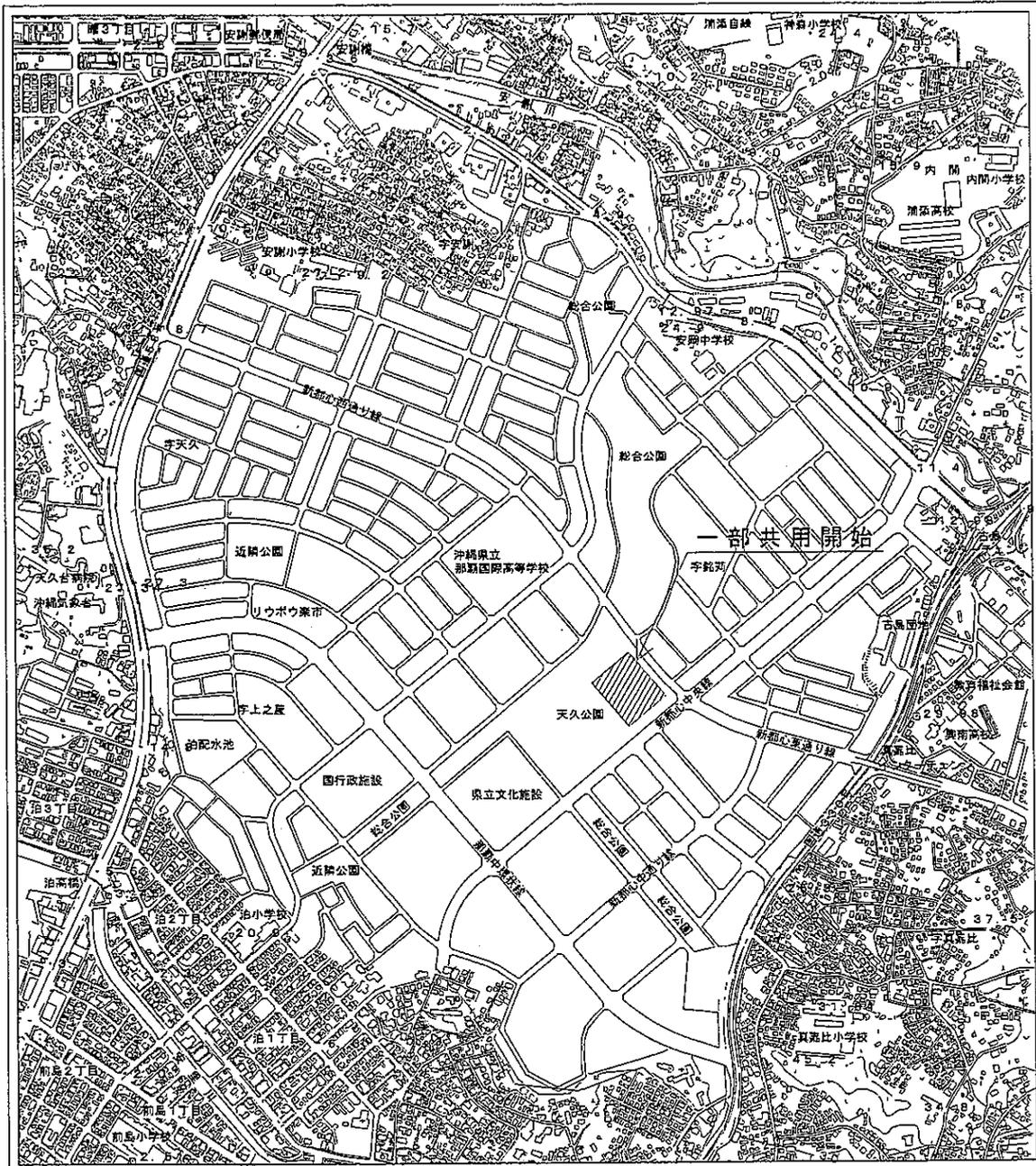
那覇市長 翁 長 雄 志

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、次の公園施設を設置し一部供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供用する。

公園施設の名称	天久公園多目的広場
公園施設の位置	那覇市おもろまち3丁目2番
供用開始の期日	平成15年11月4日

位 置 図



那霸市公告第66号  
平成15年10月22日  
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

## 水 道 局 規 程

那霸市水道局規程第 17 号  
平成 1 5 年 10 月 1 日  
公 布 済

那霸市水道局局議規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市水道事業管理者  
水道局長 高 嶺 晃

那霸市水道局局議規程の一部を改正する規程

那霸市水道局局議規程 ( 平成 4 年水道局規程第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 2 及び第 4 」を「第 1、第 2、第 3 及び第 4 」に改める。  
第 7 条中「前日」を「前 2 日」に改める。

付 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

## 水 道 局 公 告

那霸市水道局公告第 2 号  
平成 1 5 年 10 月 9 日  
掲 示 済

平成 1 5 年度那霸市水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 ( 平成 1 2 年法律第 1 2 7 号 ) 第 7 条及び同法施行令 ( 平成 1 3 年政令 3 4 号 ) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 1 5 年度那霸市水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表リスト」を公表する。

那霸市水道事業管理者  
水道局長 高 嶺 晃

第 1 表

平成 1 5 年度那覇市水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表リスト  
(2003年10月1日現在)

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行 う時期	備 考
1 HI0100	那覇新都心開発整備事業に伴う 第 6 次給水予定栓工事 (その 1) 施工監理業務委託	新都心	90日	業務委託	管理業務 一式	指名競争	6月頃	中止
2 HI0200	那覇新都心開発整備事業に伴う 第 6 次給水予定栓工事 (その 2) 施工監理業務委託	新都心	90日	業務委託	管理業務 一式	指名競争	11月頃	中止
3 HK0100	那覇新都心開発整備事業に伴う 第 6 次給水予定栓工事	新都心	90日	管工事	給水予定栓 φ20~50- 111件	指名競争	12月頃	工事名、工事 概要及び 入札時期変更
4 HK0200	那覇新都心開発整備事業に伴う 第 6 次給水予定栓工事 (その 2)	新都心	90日	管工事	給水予定栓 φ20~50- 100件	指名競争	11月頃	HK0100に含む
5 KI0100	国道 5 8 号線空洞調査業務委託	牧港 地区	90日	業務委託	調査業務 一式	随意契約	第三 四半期	契約方法及び 入札時期変更
6 KI0200	漏水調査業務委託 (その 1)	市内 一円	183日	業務委託	調査業務 一式	指名競争	発注済	業務名及び 業務概要変更
7 KI0300	漏水調査業務委託 (その 2)	市内 一円	216日	業務委託	調査業務 一式	指名競争	発注済	KI0200と分離 新規発注
8 KI0400	漏水調査業務委託 (その 3)	市内 一円	209日	業務委託	調査業務 一式	指名競争	発注済	KI0200と分離 新規発注
9 KI0500	漏水調査業務委託 (その 4)	市内 一円	216日	業務委託	調査業務 一式	指名競争	発注済	KI0200と分離 新規発注
10 KK0100	牧志壺屋線 (希望ヶ丘公園横) 配水管移設工事	牧志・ 壺屋	90日	水道施設	DIP φ 150- 230m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
11 KK0200	真和志中央線 (田崎病院前) 配 水管移設工事	松川	60日	水道施設	DIP φ 100- 104m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
12 KK0300	国際通り電線共同溝 (その 5) の配水管移設工事	牧志	70日	水道施設	DIP φ 250- 160m 消火 栓-1基	指名競争	第三 四半期	入札時期変更
13 KK0504	識名・真地内第 2 次配水管布 設替工事の給水管切替工事	真和志 地区	216日	管工事	給水管 φ 13 ~50-88件	随意契約	発注済	工事概要変更
14 KK0605	真嘉比・古島土地区画整理事業 に伴う第 5 次配水管布設工事の 給水管切替工事	真和志 地区	121日	管工事	給水管 φ 13 ~25-16件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
15 KK0706	日野通り・県道 4 6 号線配水管 布設替工事の給水管切替工事	真和志 地区	126日	管工事	給水管 φ 13 ~50-10件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
16 KK0807	首里石嶺・大名地内配水管布設 替工事の給水管切替工事	首里 地区	152日	管工事	給水管 φ 13 ~50-90件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
17 KK0908	高良地内配水管布設替工事の給 水管切替工事	小緑 地区	159日	管工事	給水管 φ 13 ~50-128 件	随意契約	発注済	工事概要変更

No. 及び 種別 コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行 う時期	備 考
18 KK1009	赤田寒川線・石嶺線配水管布設 替工事の給水管切替工事	首里 地区	139日	管工事	給水管φ13 ～50—37件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
19 KK1110	石嶺福祉センター線配水管布設 工事の給水管切替工事	首里	110日	管工事	給水管φ13 ～40—20件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
20 KK1211	大名地内配水管布設替工事の給 水管切替工事	首里	70日	管工事	給水管φ13 ～40—15件	随意契約	第二 四半期	KK0807に含む
21 KK1312	楚辺・前島・若狭・辻地内配水 管布設替工事の給水管切替工事	那覇北 部・南部 地区	148日	管工事	給水管φ13 ～50—82件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
22 KK1414	国際通り第2次配水管布設替工 事(その1)の給水管切替工事	那覇 南部 地区	218日	管工事	給水管φ13 ～75—49件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
23 KK1515	真和志中央線、田崎病院付近、 松川配水管布設替工事の給水管 切替工事	松川	110日	管工事	給水管φ13 ～40—50件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
24 KK1616	首里崎山地内配水管布設替工事 の給水管切替工事	首里	70日	管工事	給水管φ13 ～40—25件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
25 KK1717	国道330号第2次配水管布設 替工事(その1)の給水管切替 工事	真和志 地区	226日	管工事	給水管φ13 ～75—25件	随意契約	発注済	工事名及び 工事概要変更
26 KK1818	国道330号配水管布設替工事 (その2)の給水管切替工事	安里	190日	管工事	給水管φ13 ～40—30件	随意契約	第三 四半期	入札時期変更
27 KK1919	末吉14号、国場地内配水管布 設替工事の給水管切替工事	首里	80日	管工事	給水管φ13 ～40—5件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
28 KK2020	古波蔵地内配水管布設替工事の 給水管切替工事	古波蔵	110日	管工事	給水管φ13 ～40—40件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
29 KK2121	小禄高良線配水管布設工事の給 水管切替工事	小禄	50日	管工事	給水管φ13 ～40—20件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
30 KK2222	石嶺線配水管布設替工事の給水 管切替工事	首里	70日	管工事	給水管φ13 ～40—30件	随意契約	第二 四半期	KK1009に含む
31 KK2323	新都心牧志線、崇元寺橋配水管 布設替工事の給水管切替工事	牧志	110日	管工事	給水管φ13 ～40—15件	随意契約	第三 四半期	入札時期変更
32 KK2424	一銀線配水管布設工事の給水管 切替工事	松尾	110日	管工事	給水管φ13 ～40—10件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
33 KK2525	首里山川地内配水管布設替工事 の給水管切替工事	首里	80日	管工事	給水管φ13 ～40—50件	随意契約	第二 四半期	H16年度以降 発注
34 KK2600	石嶺1・3丁目(他2箇所)地 内代用管布設工事	首里	120日	管工事	HIVPφ50— 250m 給水切替— 24件	指名競争	第三 四半期	入札時期変更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行 う時期	備 考
35 KK2700	牧志2丁目(他2箇所)地内代 用管布設工事	牧志	90日	管工事	HIVPφ50- 150m 給水切替- 13件	指名競争	第三 四半期	入札時期変更
36 KK2800	東町・西1丁目地内鉛給水管取 替工事	東町・ 西1丁目	93日	管工事	給水管φ13 ~40-112 件	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
37 KK2900	東町地内鉛給水管取替工事	東町	120日	管工事	給水管φ13 ~40-100 件	指名競争	第一 四半期	KK2800に含む
38 KK3000	前島地内鉛給水管取替工事	前島	114日	管工事	給水管φ13 ~40-222 件	指名競争	発注済	工事概要変更
39 KK3100	安謝地内鉛給水管取替工事	安謝	117日	管工事	給水管φ13 ~25-248 件	指名競争	発注済	工事概要変更
40 KK3200	与儀・国場・古波蔵地内鉛給水 管取替工事	与儀・ 国場	115日	管工事	給水管φ13 ~40-184 件	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
41 KK3300	与儀・国場地内鉛給水管取替工 事	与儀・ 国場	150日	管工事	給水管φ13 ~40-144 件	指名競争	第一 四半期	KK3200に含む
42 KK3400	石嶺4丁目地内鉛給水管取替工 事	石嶺	114日	管工事	給水管φ13 ~40-205 件	指名競争	発注済	工事概要変更
43 KK3500	首里末吉2丁目地内鉛給水管取 替工事	首里 末吉	91日	管工事	給水管φ13 ~25-142 件	指名競争	発注済	工事概要変更
44 KK3600	真地地内鉛給水管取替工事	真地	150日	管工事	給水管φ13 ~40-133 件	指名競争	第三 四半期	入札時期変更
45 KK3700	宇栄原地内鉛給水管取替工事	宇栄原	120日	管工事	給水管φ13 ~40-102 件	指名競争	第三 四半期	入札時期変更
46 KK3800	牧港地区電線共同溝(その1) 工事に伴う導水管撤去工事	牧港 地区	91日	土木工事	撤去φ500 -134.5m モルタル注入 25.5m	随意契約	発注済	新規発注
47 KK3900	牧港地区電線共同溝(その2) 工事に伴う導水管撤去工事	牧港 地区	136日	土木工事	撤去φ500 -133.1m モルタル注入 306.9m	随意契約	発注済	新規発注
48 KK4000	港川地区電線共同溝工事に伴う 導水管撤去工事	港川 地区	222日	土木工事	撤去φ500 -440.0m	随意契約	発注済	新規発注
49 KK4100	城間地区電線共同溝(その1) 工事に伴う導水管撤去工事	城間 地区	197日	土木工事	撤去φ500 -111.8m モルタル注入 328.2m	随意契約	発注済	新規発注
50 KK4200	城間地区電線共同溝(その2) 工事に伴う導水管撤去工事	城間 地区	118日	土木工事	撤去φ500 -31.0m モルタル注入 167.1m	随意契約	発注済	新規発注
51 KK4300	繁多川4丁目地内鉛給水管取替 工事	繁多川	114日	管工事	給水管φ13 ~40-149 件	指名競争	発注済	新規発注

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行 う時期	備 考
52 KK4400	安謝地内鉛給水管取替工事 (その2)	安謝	120日	管工事	給水管φ13 ~40-104 件	指名競争	第三 四半期	KK3100と分離 新規発注
53 MI0100	真嘉比古島 (第二地区) 区画整理事業に伴う第6次配水管布設工事設計業務委託	真嘉比 ・古島	110日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	業務名及び 業務概要変更
54 MI0200	小禄高良線、石嶺線配水管布設工事設計業務委託	小禄・ 首里	110日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
55 MI0300	真地久茂地線、国場、繁多川地内配水管布設替工事設計業務委託	国場 ほか	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	業務名変更
56 MI0400	国際通り、一銀線配水管布設工事設計業務委託	牧志・ 松尾	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
57 MI0500	古波蔵地内配水管布設替工事設計業務委託	古波蔵	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	業務名及び 業務概要変更
58 MI0600	首里山川地内配水管布設替工事設計業務委託	首里 ほか	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	業務名変更
59 MI0700	国道58号配水幹線布設替工事設計業務委託	前島	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
60 MI0800	首里 (石嶺・汀良・崎山) 地内配水管布設替工事設計業務委託	首里	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	業務名変更
61 MI0900	牧志・樋川地内配水管布設替工事設計業務委託	古島 ほか	150日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	業務名変更
62 MI1000	県道28号線・首里大中地内配水管布設替工事設計業務委託	首里	120日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	新規発注
63 MI1100	県道241号線・前島地内配水幹線布設替工事設計業務委託	首里・ 小禄	120日	業務委託	設計業務 一式	指名競争	発注済	新規発注
64 MI1200	垣花ポンプ場・赤嶺配水池電気計装設備更新工事施工監理業務委託	小禄	240日	業務委託	施工監理 業務一式	指名競争	発注済	新規発注
65 MK0100	那覇新都心開発事業に伴う第1次配水管布設工事 (その1)	新都心	100日	水道施設	φ100~φ 200 838m	指名競争	発注済	工事概要変更
66 MK0200	那覇新都心開発事業に伴う第1次配水管布設工事 (その2)	新都心	120日	水道施設	φ100~φ 200 1,924m	指名競争	第三 四半期	工事概要及び 入札時期変更
67 MK0300	奥武山地内配水幹線布設工事 (その3)	奥武山	150日	水道施設	φ350~φ 500 983m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
68 MK0400	識名・真地地内第2次配水管布設替工事	識名・ 真地	190日	水道施設	φ150~φ 250 1,105m	指名競争	発注済	工事概要変更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行 う時期	備 考
69 MK0500	真嘉比古島区画整理事業に伴う 第5次配水管布設工事	真嘉比 ・古島	130日	水道施設	φ100～φ 200 800m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
70 MK0600	日野通り・県道46号線配水管 布設替工事	壺屋	160日	水道施設	φ100～φ 350 640m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
71 MK0700	首里石嶺・大名地内配水管布設 替工事	首里	120日	水道施設	φ100～φ 200 931m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
72 MK0800	高良地内配水管布設替工事	高良	150日	水道施設	φ100～φ 150 1,384m	指名競争	発注済	工事概要変更
73 MK0900	赤田寒川線・石嶺線配水管布設 替工事	首里	100日	水道施設	φ100～φ 250 519m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
74 MK1000	石嶺福祉センター線配水管布設 工事	首里	110日	水道施設	φ150～φ 250 540m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
75 MK1100	大名地内配水管布設替工事	首里	70日	水道施設	φ150 170m	指名競争	第二 四半期	MK0700に含む
76 MK1200	楚辺・前島・若狭・辻地内配水 管布設替工事	楚辺 ほか	90日	水道施設	φ100～φ 150 759m	指名競争	発注済	工事概要変更
77 MK1400	国際通り第2次配水管布設替工 事(その1)	牧志	160日	水道施設	φ250 477m	指名競争	発注済	工事概要変更
78 MK1500	真和志中央線・田崎病院付近、 松川配水管布設替工事	松川	110日	水道施設	φ100～φ 250 375m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
79 MK1600	首里崎山地内配水管布設替工事	首里	70日	水道施設	φ100 280m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
80 MK1700	国道330号第2次配水管布設 替工事(その1)	安里	260日	水道施設	φ100～φ 200 1,406m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
81 MK1800	国道330号第2次配水管布設 替工事(その2)	安里	120日	水道施設	φ150～φ 200 660m	指名競争	第三 四半期	工事概要及び 入札時期変更
82 MK1900	末吉14号、国場地内配水管布 設替工事	首里	80日	水道施設	φ150～φ 200 300m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
83 MK2000	古波蔵地内配水管布設替工事	古波蔵	110日	水道施設	φ100～φ 150 465m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
84 MK2100	小禄高良線配水管布設工事	小禄	50日	水道施設	φ150～φ 250 120m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
85 MK2200	石嶺線配水管布設替工事	首里	70日	水道施設	φ250 220m	指名競争	第二 四半期	MK0900に含む

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行 う時期	備 考
86 MK2300	新都心牧志線、崇元寺橋配水管 布設替工事	牧志	120日	水道施設	φ200～φ 350 225m	指名競争	第三 四半期	工事概要及び 入札時期変更
87 MK2400	一銀線配水管布設工事	松尾	110日	水道施設	φ150～φ 250 300m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
88 MK2500	首里山川地内配水管布設替工事	首里	80日	水道施設	φ100 370m	指名競争	第二 四半期	H16年度以降 発注
89 MK2600	配水系統の中ブロック化に伴う 施設整備工事	首里	110日	水道施設	仕切弁設置 等	指名競争	第三 四半期	入札時期変更
90 MK2700	県道第2環状線配水幹線布設替 工事	古島	260日	水道施設	φ100～φ 300 1,136m	指名競争	発注済	工事名及び 工事概要変更
91 MK2800	泊配水池フェンス工事	天久	30日	土木等	フェンス 工事	指名競争	第四 四半期	入札時期変更
92 MK2900	下識名配水池擁壁工事	識名	90日	土木等	擁壁工事	指名競争	発注済	工事名変更
93 MK3000	石嶺配水池廃止管撤去工事	石嶺	50日	土木等	撤去工事	指名競争	第二 四半期	中止
94 MK3100	那覇新都心開発事業に伴う第1 次配水管布設替工事(その 3)	新都心	90日	水道施設	φ100～φ 200 1,385m	指名競争	第四 四半期	MK0200と分離 新規発注
95 MK3200	県道第2環状線配水管布設替工 事	古島	100日	水道施設	φ100 800m	指名競争	第三 四半期	新規発注
96 MK3300	国際通り第2次配水管布設替工 事(その2)	牧志	90日	水道施設	φ250 477m	指名競争	第四 四半期	新規発注
97 MK3400	前島橋改修工事に伴う配水管布 設替工事	前島	120日	水道施設	φ150～φ 400 50m	指名競争	第三 四半期	新規発注

- 備 考
- この表は、見通しの結果、公表の日時点において追加、中止又は変更になるものである。
  - 1にかかわらず、この表中の白抜き欄については、2003年10月1日時点において発注済み、発注予定のものである。
  - この表の各事項は、見通しであり変更されることがある。
  - 種別コードは主管課と工事及び業務委託発注番号を表す。
  - コード左先のH、K及びMは配水課、管理課及び工務課を、左から2文字目のK及びIは、工事及び業務委託を表す。

## 教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 2 号

平成 1 5 年 1 0 月 6 日

公 布 済

那覇市立学校結核対策委員会規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 野原正徳

### 那覇市立学校結核対策委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和 52 年那覇市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、那覇市立学校結核対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校における結核検診の実施状況及び結果の把握に関すること。
- (2) 結核の精密検査対象となる児童及び生徒の管理方針に関すること。
- (3) 結核患者発生時における関係機関との協力及び対策に関すること。
- (4) 地域との連携による学校の結核管理方針に関すること。
- (5) その他学校の結核対策に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保健所代表
- (2) 結核の専門家
- (3) 学校医代表
- (4) 学校長代表
- (5) 養護教諭代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会 議 )

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

( 関係者の出席 )

第 7 条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

( 委任 )

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 1 3 号

平成 1 5 年 1 0 月 6 日

公 布 済

那覇市立幼稚園 2 年保育モデル事業評価委員会規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 野原正徳

那覇市立幼稚園 2 年保育モデル事業評価委員会規則

( 趣 旨 )

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市立幼稚園 2 年保育モデル事業評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

( 担 任 事 務 )

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について評価する。

(1) 就学前教育としての 2 年保育の効果に関すること。

(2) 子育て支援推進としての効果に関すること。

(3) 複数年保育の推進に関すること。

(4) その他 2 年保育に関する必要な事項

( 組 織 )

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 幼児教育の経験を有する者

(3) 関係機関の職員

(4) P T A 関係者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

( 任期 )

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

( 委員長及び副委員長 )

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

( 関係者の出席 )

第 7 条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

( 委任 )

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

那覇市選挙管理委員会告示第 2 8 号

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

指定投票区及び指定関係投票区について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 7 項の規定により次のとおり投票区の指定を変更し、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、併せて指定関係投票区を変更した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

	旧	新
指 定 投 票 区	第 5 1 投票区	第 1 0 投票区
指 定 関 係 投 票 区	第 1 投票区～第 5 0 投票区	第 1 投票区～第 9 投票区
		第 1 1 投票区～第 5 1 投票区

那覇市選挙管理委員会告示第 2 9 号

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

指定在外選挙投票区について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり指定在外選挙投票区の指定を変更する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

指定在外選挙投票区

旧	新
第 4 6 投票区	第 1 0 投票区

那覇市選挙管理委員会告示第 3 0 号

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成15年10月28日(火)から平成15年10月29日(水)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 大 城 勝 夫

縦覧の場所 那覇市銘苅2 3 1  
新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第31号

平成15年10月21日

掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成15年11月9日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 大 城 勝 夫

第1投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	首里石嶺町4-208-7 コーポアアシス向いガードレール
2	首里石嶺町4-394 県中央児童相談所前ガードパイプ
3	首里石嶺町4-434-1 石嶺ハイツ団地通りガードレール
4	首里石嶺町4-260-1 徳森宅斜め向かいガードレール
5	首里石嶺町4-231 石嶺宅前フェンス
6	首里石嶺町4-335 市営住宅敷地22棟南側前植栽側
7	首里石嶺町4丁目 市営住宅1棟前フェンス
8	首里石嶺町3-210 伊佐川宅前フェンス

第 2 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里石嶺町 2 - 1 9 3 - 2 新城宅横フェンス
2	首里石嶺町 2 - 1 2 7 石嶺市営住宅 1 5 棟前ガードパイプ
3	首里石嶺町 2 - 7 0 - 2 石嶺市営住宅 1 7 棟前フェンス
4	首里石嶺町 2 - 1 9 1 - 8 神谷アパート前歩道フェンス
5	首里石嶺町 2 丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
6	首里石嶺町 2 丁目 2 0 4 神谷宅前ガードレール
7	首里汀良町 3 丁目 市営住宅 2 号棟北東側ちり置き場隣フェンス
8	首里石嶺町 1 - 1 6 1 當真アパートガードパイプ

第 3 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里石嶺町 3 - 9 6 大城眼科隣河川フェンス
2	首里石嶺町 1 - 1 5 0 - 7 比嘉宅前ガードレール
3	首里石嶺町 1 - 1 3 2 - 8 新生ビル向いガードレール
4	首里石嶺町 1 - 6 2 - 3 国家公務員宿舎首里住宅 2 号棟前ガードレール
5	首里石嶺町 1 - 1 4 玉城宅向いガードレール
6	首里久場川町 1 - 9 4 新島染色工房向いガードレール
7	首里石嶺町 3 - 3 5 大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス

第 4 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里久場川町 2 丁目 消防署首里主張所向いガードレール
2	首里久場川町 2 - 9 6 久場川市営住宅 H 棟西側フェンス
3	首里久場川町 2 - 1 8 久場川児童館前フェンス
4	首里久場川町 2 - 1 8 - 2 久場川市営住宅 E 棟北側広場フェンス

5	首里久場川町1丁目111 金城宅斜め向かいガードレール
6	首里末吉町1-1 昭和橋欄干
7	首里平良町1-37 宮城宅前植栽

第5投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	首里大名町3-63 諸見里宅横 河川フェンス
2	首里大名町3丁目 大名団地12棟前フェンス
3	首里大名町3丁目 大名団地16棟前グランド側フェンス
4	首里大名町1丁目 大名町公民館隣りガードレール
5	首里大名町2-92-1 島八工業所横ガードパイプ
6	首里大名町1丁目245 知念宅隣りガードパイプ
7	首里大名町2丁目75 駐車場前ガードレール

第6投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	首里汀良町3丁目 汀良市営住宅集会所前電話ボックス隣りガードレール
2	首里汀良町1丁目 汀良児童公園前ガードレール
3	首里汀良町3-11 上里宅付近ガードレール
4	首里赤平町2-18 カネキ書店斜め向いフェンス
5	首里儀保町1-32 金城ベーカリー店向いフェンス
6	首里儀保町3-8 花城内科隣りガードレール
7	首里儀保町1-19 知念宅前フェンス下の橋横

第7投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	首里鳥堀町4丁目 弁ヶ獄下トイレ側ガードレール

2	首里鳥堀町 5 - 5 5 - 3 県営鳥堀団地 1 棟裏フェンス
3	首里崎山町 3 - 1 0 - 2 新里宅横フェンス
4	首里鳥堀町 4 - 4 1 - 1 伊豆味宅横柵
5	首里赤田町 2 - 5 7 名城宅前ガードレール
6	首里崎山町 3 - 3 6 崎山バス停横フェンス
7	首里崎山町 4 - 5 3 - 1 9 沖縄自動車道入口横フェンス
8	首里崎山町 4 - 2 2 2 農業試験場横フェンス

第 8 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里桃原町 1 - 6 仲尾次宅前ガードレール
2	首里山川町 2 - 1 - 4 友利宅向い柵
3	首里真和志町 1 - 5 城西小学校正門入口横フェンス
4	首里大中町 1 - 1 県立博物館向いフェンス
5	首里儀保町 2 - 8 小山アパート向い橋の欄干
6	首里金城町 3 - 6 8 (有) シュリデンキ向かいフェンス
7	首里金城町 4 - 7 1 - 1 0 東洋 PR 向かいフェンス

第 9 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里寒川町 2 丁目 5 番地 兼元宅横ガードレール
2	首里寒川町 1 - 2 7 - 2 玉城宅向かい内側ガードレール
3	首里山川町 1 - 1 3 2 - 1 グランドキャッスル道向かいフェンス
4	首里山川町 1 - 6 3 宮平宅・山川バス停向いガードレール
5	首里山川町 1 - 7 1 宮里付近宅ガードレール
6	首里山川町 3 - 7 太田宅向いガードレール

7	首里寒川町 1 - 1 3 - 2 勝連宅向いガードレール
---	----------------------------------

第 1 0 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	古島 2 - 3 1 - 1 那覇市立病院看護婦宿舎塀
2	松島 2 - 1 - 1 2 松島保育園付近ガードパイプ
3	古島 2 - 1 4 - 4 那覇市障害者福祉センター敷地内草地
4	古島 2 - 2 1 - 8 平良宅向い・松島小学校側ガードレール
5	古島 1 - 1 6 - 1 3 ファニチャーMAX 大川家具付近ガードレール
6	古島 2 - 2 3 - 7 翁長宅向い大神公園柵
7	古島 1 1 9 八木宅向い 宇久増公園内草地

第 1 1 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	首里末吉町 1 丁目 末吉公園入口左側柵
2	首里末吉町 4 丁目 シルバー人材センターフェンス
3	首里末吉町 4 丁目 瑞穂酒造 (株) 向いガードレール
4	首里末吉町 2 丁目 1 9 末吉公民館柵
5	首里末吉町 2 丁目 1 4 那覇市末吉老人福祉センター向いガードレール
6	首里末吉町 4 丁目 末吉東児童公園内草地
7	首里末吉町 2 丁目 末吉西公園草地

第 1 2 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字真嘉比 1 6 6 - 2 アキビン集積所前ガードレール
2	字真嘉比 1 2 3 リフォーム松島センター付近ガードレール
3	字真嘉比 4 1 真嘉比自治会館前 真嘉比公園フェンス

4	字真嘉比340-1 仮設住宅フェンス
5	字真嘉比273 琉球通信工事(株)正門右側フェンス
6	字真嘉比199-2 中村宅前 ガードレール
7	松島2丁目 空き地ガードレール

第13投票区(7ヶ所)

番号	設置場所
1	字安里44 マンモス漁具那覇店付近ガードレール
2	字安里44 目取真アパート前ガードレール
3	字安里24 玉城宅前ガードレール
4	字安里91-10 高橋宅前ガードレール
5	字安里492 安里公園柵教会側
6	字安里492 安里公園柵上門理容館付近
7	字安里99 宮城マンション前ガードレール

第14投票区(8ヶ所)

番号	設置場所
1	松川12-1 兼次アパートB向い歩道側ガードレール
2	字松川445-2 喜納マンション横バス停後ガードレール
3	松川3-12-21 松城マンション西側歩道側ガードレール
4	繁多川3-14-16 田名クリニックの西側歩道側ガードレール
5	繁多川3-7-15 メドルマホンダ横歩道側ガードレール
6	松川3-23-53 ユタカハイム前歩道側ガードレール
7	繁多川2-5-1 県営松川団地入口ガードレール
8	繁多川1丁目16番3号 県営繁多川高層住宅

第 1 5 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字松川 3 8 6 - 1 坂下マンション前ガードパイプ
2	松川 2 - 1 4 - 1 9 空地前ガードレール
3	松川 2 - 1 4 - 2 3 吉田宅前ガードレール
4	三原 2 - 2 2 - 7 パークグレイシャス前松川児童公園柵
5	松川 1 - 7 松川小学校正門右側金網フェンス
6	松川 2 - 1 3 - 2 0 ライオンズマンション松川向いガードレール
7	三原 2 - 3 0 - 2 5 新里宅前ガードレール

第 1 6 投票区 ( 9 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字大道 8 8 - 1 7 照屋宅向いガードレール
2	字安里 3 8 8 - 5 沖縄銀行大道支店前ガードレール
3	字安里 3 8 8 - 6 安里交番前ガードレール
4	字大道 1 5 8 真和志中学校グラウンド前ガードレール婦連会館向い
5	字大道 1 4 6 - 1 大道小学校体育館前ガードレール
6	字安里 3 6 1 - 2 7 岩切宅前後方柵
7	字大道 1 6 9 仲宗根宅隣駐車場向いガードレール
8	字安里 4 1 1 - 1 サンハイツ前安里橋欄干
9	三原 1 - 1 - 3 テルノビル前ガードレール真和志水道局向い

第 1 7 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	繁多川 1 - 1 - 4 6 三和交通繁多川営業所フェンス
2	繁多川 1 - 5 - 1 森永乳業入口右側フェンス
3	繁多川 5 - 5 - 1 波平アパート隣ガードレール

4	繁多川 2 - 1 4 - 2 4 石田中バス停後歩道側ガードレール
5	繁多川 3 - 1 4 - 1 6 アーバン繁多川向いガードレール
6	繁多川 5 - 2 4 - 1 繁多川自治会
7	字真地 3 4 8 - 3 総合建設業「一城」横公園
8	字真地 4 9 - 5 山城宅前歩道側ガードレール

第 1 8 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	識名 2 - 1 3 - 4 6 (有)スリーエイト隣歩道側ガードレール
2	識名 3 - 1 9 - 1 2 マンション識名 1 2 前市道側ガードレール
3	識名 3 - 1 8 - 3 3 琉球うるし工芸付近ガードレール
4	識名 1 - 9 - 2 ローソン西側歩道ガードレール
5	識名 4 - 1 3 - 5 新垣アパート前ガードレール
6	識名 3 - 1 0 - 2 0 幸正組隣ガードレール
7	識名 1 - 1 1 - 2 6 識名伝道所東側ガードレール

第 1 9 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	長田 2 - 2 4 - 6 中尾宅向いガードレール
2	長田 2 - 1 7 - 3 0 慶田宅前ガードレール
3	長田 2 - 1 4 長田西公園の柵
4	長田 2 - 3 3 - 5 0 キャッスルエミネット隣長田南公園ガードレール
5	長田 2 - 3 2 - 4 3 ピースフルハイツ向いガードレール
6	字上間 6 7 1 日本プラント企画近くガードレール
7	上間 1 - 1 5 溜池横ガードレール

第 2 0 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字国場 4 0 5 嘉数女子学園前ガードレール
2	字国場 1 5 渡嘉敷アパート横歩道側ガードレール
3	字仲井真 1 3 3 付近 シュウズプラザナ八国場店前後方柵
4	字仲井真 2 8 7 城間アパート前ガードレール
5	字国場 2 7 1 JA 真和志国場支店フェンス
6	字仲井真 2 6 0 仲井真北公園の柵
7	字国場 2 3 3 樋川自治会掲示板横のガードレール
8	字仲井真 2 3 8 廣田工業付近旧渡地橋

第 2 1 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字真地 2 7 7 真地団地 8 棟前バス停後ろフェンス
2	字上間 1 9 1 安里印刷所前ガードレール
3	字識名 1 2 0 5 JA 真和志真地支店前ガードレール
4	字真地 1 8 5 マンション真地前ガードレール
5	字識名 1 2 4 6 - 1 メゾン丸福前ガードレール
6	字上間 3 5 5 国道沿い草地
7	字真地 2 7 7 真地団地 1 2 棟前フェンス

第 2 2 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字国場 1 1 7 1 付近 おもしろ公園の柵
2	字国場 1 1 6 6 付近 与儀元気公園の柵
3	字国場 8 6 9 - 1 テラス東門前ガードレール
4	字国場 1 8 3 - 1 嘉数宅前歩道側ガードレール

5	字国場520 コーポラスやまたつ前ガードレール
6	字国場555 沖大グラウンド前歩道側ガードレール
7	長田1-22 長田北児童公園の東側柵
8	長田1-22 長田北児童公園の西側柵

第 2 3 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	寄宮3-1-1 真和志小学校前ガードレール
2	寄宮3-1-12 金城宅向歩道橋ガードレール
3	長田1-6-2 嘉数宅前ガードレール
4	三原3-8-23 系数宅横ガードレール
5	三原3-20-13 根路銘アパート前ガードレール
6	三原3-15-14 砂辺アパート前ガードレール
7	三原2-5-20 前田宅横ガードレール

第 2 4 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	寄宮2-6-1 松堂ビル横歩道側ガードレール
2	寄宮1-22-7 洋裁店エミコ横ガードレール
3	寄宮1-4-20 アザレ化粧品美加隣ガードレール
4	寄宮2-32 水道局庁舎西側入口
5	寄宮1-1 与儀公園東側の柵
6	寄宮1-1 与儀公園西側バス停後の植栽
7	寄宮1-1 与儀公園南側バス停後の植栽

第 2 5 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	与儀 1 - 3 県立那覇病院前与儀バス停横ガードレール
2	寄宮 1 - 2 4 - 1 沖縄県立看護大学前ガードレール
3	与儀 1 - 3 - 2 1 沖縄県中央保健所横ガードレール
4	与儀 1 - 1 与儀小学校正門左横金網フェンス
5	与儀 1 - 1 与儀小学校体育館側陸橋前ガードレール
6	字与儀 4 1 城間宅前ガードレール
7	与儀 2 - 1 7 - 2 0 行田原マンション横駐車場側ガードレール
8	与儀 2 - 2 0 わんぱく公園柵

第 2 6 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字古波蔵 3 9 3 古蔵小校門横消火栓標識付近
2	字古波蔵 3 9 3 古蔵小校東側ガードレール
3	字古波蔵 2 5 8 ステーキハウスビッグハート前ガードレール
4	字古波蔵 3 9 6 - 1 大嶺ハイツ前ガードレール
5	古波蔵 4 - 8 - 1 古蔵中学校向い漫湖公園歩道側ガードレール
6	字古波蔵 2 0 6 (株)八州沖縄(営)右横ガードレール
7	与儀 2 - 1 2 - 2 5 第一設備向ガードレール

第 2 7 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	古波蔵 2 - 2 1 - 3 宮里印刷所前ガードレール
2	古波蔵 3 - 7 - 1 9 山城宅板塀前ガードレール
3	古波蔵 2 - 1 - 6 ライオンズマンション古波蔵前ガードレール
4	古波蔵 3 - 2 - 5 日本たばこ産業前ガードレール

5	古波蔵 3 - 2 3 市公園管理事務所入口横ガードレール
6	古波蔵 3 - 8 - 1 4 古波蔵郵政宿舎前ガードレール
7	古波蔵 3 - 1 5 - 1 新里アパート側ガードレール

第 2 8 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	字安謝 6 5 3 国際重機ビル付近柵
2	安謝 2 - 1 5 安謝市営住宅付近柵
3	安謝 2 1 5 安謝小学校正門左側ガードレール
4	字安謝 6 6 4 - 3 2 マックスバリュー斜め向い安謝バス停側ガードパイ
5	字安謝 2 3 7 - 8 儀間宅付近柵
6	字安謝 5 5 3 - 1 系数アパート隣の安謝東公園フェンス
7	安謝小学校給食センター前 ガードレール

第 2 9 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	字天久日琉アパート前ガードレール
2	曙 2 - 8 - 1 1 (株) 沖縄テレコン情報向いガードレール
3	曙 2 丁目 安謝公園柵
4	曙 2 - 1 8 - 2 曙小学校正門左側フェンス
5	港町 2 - 1 0 新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
6	字天久 1 1 9 6 - 1 2 オフィスシステムプロダクト向いガードレール
7	港町 1 - 6 新港ふ頭東緑地公園草地オリオン商事斜め向い
8	字天久 9 0 3 三協ビル右側草地柵

第 3 0 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	泊 3 - 1 - 8 泊北岸船客待合所入口横ガードレール
2	泊 3 - 1 2 - 2 2 ライオンズマンション隣 新屋敷公園柵
3	字上之屋 3 3 1 日本航空上之屋社宅前ガードパイプ
4	泊 2 - 1 5 - 6 又吉アパート前ガードレール
5	泊 2 丁目 泊小学校フェンス
6	泊 1 - 2 4 - 1 又吉宅前ガードレール
7	泊 1 丁目 崇元寺公園内付近ガードレール
8	泊 1 丁目 2 3 - 9 泊小学校正門付近ガードレール

第 3 1 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	安里 2 - 9 ひめゆり橋欄干安里交差点に向かって左側
2	壺屋 1 - 1 3 壺屋バス停横ガードレール
3	樋川 2 8 神原中学校前四条橋欄干
4	壺屋 1 2 6 - 1 3 ひめゆり給油所向い吉野家駐車場前ガードレール
5	字安里 4 2 0 - 1 松和産業ビル横ひめゆり橋欄干安里交差点に向って右側
6	壺屋 1 - 3 2 - 1 1 金城木工所前ガードレール
7	壺屋 1 - 3 - 1 2 ビガ口壺屋向い街路樹地帯

第 3 2 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	牧志 2 - 8 牧志公園公衆トイレ前
2	牧志 2 - 8 牧志公園前蔡温橋欄干安里三叉路に向かって左側
3	牧志 2 - 8 牧志公園前蔡温橋欄干安里三叉路に向かって右側
4	安里 2 - 5 - 2 2 安里交差点付近ガードレール後方柵

5	牧志 2 - 1 5 モノレール牧志駅後方柵
6	牧志 3 - 1 9 - 1 5 コーポ東横 向いモノレール路線植栽
7	安里 2 - 6 - 5 1 那覇情報システム専門学校向いガードレール

第 3 3 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	泉崎 1 丁目 モノレール旭橋駅交通広場前植栽
2	久茂地 1 - 2 - 2 0 O T V 国和プラザ前フェンス
3	泉崎 1 - 1 - 1 市役所裏通りガードレール
4	泉崎 1 - 1 - 1 市役所県庁側花壇と壁の間
5	松尾 1 - 2 1 - 1 那覇高校正門右側ガードレール
6	松尾 1 - 5 - 1 那覇グランドホテル付近ガードレール
7	松尾 2 - 1 5 - 2 9 沖縄はり灸マッサージセンター前ガードレール
8	松尾 1 - 2 1 - 1 那覇高校横ガードレール

第 3 4 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	樋川 2 - 1 6 - 3 与儀交差点陸橋下ガードレール
2	樋川 1 - 3 3 - 3 又吉胃腸科外科医院向与儀小学校側ガードレール
3	樋川 1 - 2 8 - 1 琉銀与儀支店前ガードレール
4	樋川 2 - 8 - 8 神原中学校横ガードレール
5	樋川 2 - 1 2 - 1 3 伸栄マンション向いガードレール
6	樋川 1 - 8 - 8 樋川市営住宅側ガードレール
7	樋川 1 - 1 2 - 3 9 上間宅前ガードレール

第 3 5 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	楚辺 2 - 1 城岳小学校駐車場前植栽
2	楚辺 2 - 1 城岳小学校前植栽
3	楚辺 1 - 1 6 エンゼルハイム城岳向いガードレール
4	樋川 1 - 1 8 小嶺宅前ガードレール
5	樋川 1 - 1 5 中央公園内植栽
6	楚辺 2 - 4 2 壺川交差点前植栽
7	楚辺 2 - 3 3 沖縄 JA 会館前ガードレール

第 3 6 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	壺川 3 - 1 - 1 9 ミスタードーナツ壺川店裏植栽
2	壺川 3 丁目 壺川市営住宅 1 号棟正面入り口向い植栽
3	壺川 1 - 1 1 - 1 壺川東市街地住宅ガードレール
4	壺川 2 - 3 9 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内緑地
5	壺川 2 丁目 丸市ミート裏向かい壺川中公園緑地
6	壺川 1 - 1 1 - 1 壺川東公園植栽
7	壺川 2 - 1 0 - 6 県営大橋市街地住宅裏ガードレール

第 3 7 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	久茂地 1 - 1 1 - 6 琉球銀行横川沿い植栽
2	久茂地 1 - 5 こくば駐車場横ガードレール
3	久茂地 3 - 2 4 久茂地公民館横ガードレール
4	牧志 1 - 1 5 十貫瀬橋近く資材置き場ガードレール
5	久茂地 2 - 2 5 高田久茂地マンション横川沿いガードレール

6	久茂地 3 - 1 9 美栄橋公園フェンス
7	久茂地 3 - 2 6 久茂地小学校正門横ガードレール

第 3 8 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	前島 2 - 2 上原ビル隣駐車場向いフェンス
2	前島 2 - 1 - 5 嘉陽時計店向い川沿いフェンス
3	前島 2 - 1 6 - 1 1 屋良アパート前安里川フェンス
4	前島 2 - 1 6 しげる屋商会前安里川フェンス
5	前島 2 - 9 - 1 3 大城物産ビル前ガードレール
6	前島 1 - 7 前島小学校付近ガードレール
7	前島 1 3 前島中央公園柵

第 3 9 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	松山 1 - 2 8 - 1 わかさ保育園横ガードレール
2	松山 2 - 1 6 - 1 キングスアレイ松山横ガードレール
3	松山 1 - 2 6 - 2 0 並里宅前ガードレール
4	松山 2 - 2 2 - 1 若松市営住宅向いガードレール
5	松山 2 - 2 5 - 1 4 親泊宅前ガードレール
6	松山 2 - 2 4 那覇中学校正門横ガードレール
7	前島 3 - 2 0 前島北児童公園 ( 柵 )

第 4 0 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	若狭 2 - 1 6 若狭小学校正門横植栽
2	若狭 2 - 1 6 若狭小学校プール側ガードレール

3	若狭 2 - 1 2 若狭公民館横ガードレール
4	若狭 3 - 6 たか美容室向いガードレール
5	若狭 1 - 2 3 若狭海浜公園植栽
6	若狭 1 - 2 5 旭ヶ丘公園フェンス
7	若狭 3 - 3 2 夫婦瀬公園内

第 4 1 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	松山 1 - 1 7 松下公園前植栽側
2	久米 2 - 1 7 松下駐車場前ガ - ドレール
3	久米 2 - 1 5 松山公園遊び場入り口フェンス
4	東町 7 - 7 荒垣宅前ガードレール
5	西 1 - 6 沖縄不二ホテル横ガードレール
6	東町 1 0 沖縄国際ボウリング場横ガードレール
7	東町 1 2 東町南公園ガードレール

第 4 2 投票区 ( 7 ケ所 )

番号	設置場所
1	通堂町 1 東和重機向かいフェンス
2	辻 2 - 3 2 波之上自動車学校向い植栽
3	辻 1 - 7 辻南公園ガードレール
4	通堂町 2 那覇埠頭敷地フェンス
5	通堂町 4 那覇埠頭臨海道路全沖縄検数協会前ガードレール
6	辻 2 - 2 6 三文珠公園フェンス
7	辻 2 - 1 4 - 1 辻市営住宅フェンス

第 4 3 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	奥武山公園前バス停付近石柵 国道 3 3 1 号線沿い
2	奥武山公園前修景広場入口右側石柵 県道 7 号線沿い
3	山下町 1 7 垣花小学校付近ガードレール
4	山下町 6 山下西児童公園入り口フェンス
5	山下町 1 9 - 1 山下自治会事務所前ガードレール
6	山下町 3 1 垣花食堂向いガードレール
7	奥武山公園多目的広場奥武山駅向け
8	奥武山町 割烹「花織」向かい歩道のガードレール

第 4 4 投票区 ( 7 ヶ所 )

番号	設置場所
1	字小禄 8 6 3 - 4 上地宅横ガードレール
2	字小禄 1 0 5 高良宅向かいガードレール
3	字田原 8 8 田原自治会館斜め向いガードレール
4	字田原 1 9 2 琉球古典研究所前ガードレール
5	字小禄 1 2 0 0 高良自動車板金工場横ガードレール
6	字小禄 2 3 9 ホテルエアポート那覇駐車場斜め前ガードレール
7	字小禄 4 2 1 - 3 山下交差点歩道橋横ガードレール歩道向
8	字小禄 8 8 0 - 4 平良宅前ガードレール

第 4 5 投票区 ( 8 ヶ所 )

番号	設置場所
1	小禄 1 - 2 8 - 3 0 丸高アパート向いガードレール
2	字小禄 7 2 5 ライオンズマンション向い植込み
3	字小禄 1 2 4 0 小禄泉原郵便局横ガードレール

4	字小禄 9 0 2 - 3 UP エナジーアドバイザー斜め前ガードレール
5	字小禄 1 4 0 8 隣 小禄南風公園フェンス
6	字小禄 1 0 0 5 - 3 長嶺第 2 アパート駐車場落下柵
7	字小禄 1 0 4 9 小禄月光公園
8	字小禄 5 4 6 - 2 金城アパート前ガードレール

第 4 6 投票区 ( 6 ケ所 )

番号	設置場所
1	鏡原町 1 0 - 4 0 那覇市心身障害児療育センター向いガードレール漫湖側
2	小禄 1 - 7 千鳥児童公園入口左側柵
3	小禄 1 - 3 2 - 1 大山方横ガードレール
4	小禄 1 - 9 ひよどり児童公園柵
5	鏡原町 3 7 - 1 漫湖公園テニスコート前植込み
6	鏡原町 3 4 - 4 0 サンエー小禄店前ガードレール

第 4 7 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	字宇栄原 1 ビューティーサロンゆみ前ガードレール
2	字宇栄原 4 1 8 新垣氏宅前ガードレール
3	字宇栄原 4 4 9 上原アパート前ガードレール
4	字宇栄原 5 8 5 宇栄原団地 A - 6 横柵
5	字宇栄原 6 0 5 宇栄原団地 B - 1 前柵
6	字宇栄原 5 9 8 宇栄原団地中央幼児遊園柵
7	字宇栄原 8 6 9 宇栄原団地 C - 1 5 横ガードレール
8	宇栄原南区画整理地区 宇栄原中公園 字宇栄原 6 9 4 番地隣

第 4 8 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	宇栄原 1 - 2 6 - 1 5 小禄オートガス前フェンス
2	宇栄原 1 - 1 0 - 1 0 トップ美容室横ガードレール
3	宇栄原 1 - 3 - 4 0 アパート駐車場入り口横ガードレール
4	宇栄原 1 - 1 5 - 1 6 石原方前ガードレール
5	宇栄原 2 - 2 3 - 1 小禄中学校前ガードレール
6	宇栄原 2 - 2 4 - 1 2 座安宅前ガードレール
7	高良 3 - 5 高良あおぞら公園柵

第 4 9 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	高良 1 - 4 高良公園
2	宮城 1 - 1 2 - 5 ガードレール
3	高良 2 - 3 - 1 8 小禄農協横落下柵
4	宮城 1 丁目 5 番 8 座安方前柵
5	高良 2 - 1 4 - 2 2 サンヒルズ高良向い落下柵
6	具志 2 - 2 4 あさがお公園柵
7	具志 2 - 2 7 ゆうがお公園柵
8	具志 3 - 3 2 忠農園横ガードレール

第 5 0 投票区 ( 9 ケ所 )

番号	設置場所
1	赤嶺 2 - 5 - 1 県営赤嶺市街地住宅 3 号棟前駐車場入り口
2	赤嶺 2 - 2 - 1 那覇市赤嶺中継ポンプ場フェンス
3	田原 3 - 2 - 1 小禄市営住宅 1 棟前フェンス
4	田原 3 - 6 - 1 小禄市営住宅 5 棟前駅階段前フェンス

5	金城 5 - 1 0 - 2 沖縄ジャスコ那覇店西側駐車場出口横植栽
6	金城 3 - 2 小禄金城公園内柵池の前
7	田原 1 - 7 どんぐり公園フェンス
8	田原 3 丁目 田原公園
9	赤嶺駅県営住宅側交通広場フェンス

第 5 1 投票区 ( 8 ケ所 )

番号	設置場所
1	銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎前
2	銘苅 1 - 1 9 - 2 9 アカネビル古島付近ガードレール
3	字古島 2 4 - 1 大盛産業ビル向いガードレール
4	字銘苅 1 8 3 山城生コンクリート工業付近内間入り口バス停付近柵
5	字銘苅 2 8 8 - 3 県営安岡市街地住宅付近ガードレール
6	字銘苅 1 - 1 8 - 1 6 新都心銘苅市営住宅 1 号棟前
7	銘苅 1 - 5 公園内
8	銘苅 2 1 0 公園柵

那覇市選挙管理委員会告示第 3 2 号  
平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日  
掲 示 済

投票所について

平成 1 5 年 1 1 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

投票区名	投票所に充てる施設の名称	所在地
第 1 投票区	石嶺小学校体育館	首里石嶺町 4 - 3 6 0 - 8
第 2 投票区	城東小学校視聴覚室	首里石嶺町 2 - 7 4
第 3 投票区	城北小学校体育館	首里石嶺町 1 - 1 6 2
第 4 投票区	城北小学校体育館	首里石嶺町 1 - 1 6 2
第 5 投票区	大名児童館	首里大名町 2 - 7 5
第 6 投票区	首里公民館 1 階ホール	首里当蔵町 2 - 8 - 2
第 7 投票区	城南小学校体育館	首里崎山町 4 - 3 5 - 2
第 8 投票区	城西小学校体育館	首里真和志町 1 - 5
第 9 投票区	首里高等学校	首里真和志町 2 - 4 3
第 10 投票区	松島中学校体育館	古島 2 - 1 1 - 2
第 11 投票区	末吉老人福祉センタ -	首里末吉町 2 - 1 4
第 12 投票区	真嘉比小学校 1 階フロアー	字真嘉比 2 0 9
第 13 投票区	老人保健施設 やすらぎの里	安里 1 - 1 - 3 7
第 14 投票区	沖縄工業高等学校体育館 ( 武道場 )	松川 3 - 2 0 - 1
第 15 投票区	松川小学校体育館	字松川 1 - 7 - 1
第 16 投票区	大道小学校幼稚園	字大道 1 4 6 - 1
第 17 投票区	石田中学校玄関ホ - ル	繁多川 5 - 1 7 - 1
第 18 投票区	識名小学校玄関広場	識名 2 - 2 - 1

投票区名	投票所に充てた施設の名称	所在地
第 19 投票区	上間小学校幼稚園	長田 2 - 1 1 - 60
第 20 投票区	仲井真小学校体育館	字仲井真 1 7 3
第 21 投票区	真地小学校体育館	字真地 3 1 3
第 22 投票区	寄宮中学校体育館	長田 1 - 1 3 - 6 5
第 23 投票区	真和志小学校体育館	寄宮 3 - 1 - 1
第 24 投票区	真和志支所地下会議室	寄宮 2 - 3 2 - 1
第 25 投票区	与儀小学校体育館	与儀 1 - 1 - 1
第 26 投票区	古蔵中学校体育館	古波蔵 4 - 8 - 1
第 27 投票区	古蔵中学校体育館	古波蔵 4 - 8 - 1
第 28 投票区	安謝福祉複合施設内安謝児童館	字安謝 2 - 1 5 - 1
第 29 投票区	曙小学校 ミ・ティンクル・ム	曙 2 - 1 8 - 1
第 30 投票区	泊小学校多目的室	泊 2 - 2 3 - 9
第 31 投票区	神原小学校 1 号校舎 1 階オ プンスパ - ス	樋川 2 - 7 - 1
第 32 投票区	壺屋小学校 1 年ワ - クハ - ス	牧志 3 - 1 4 - 1 2
第 33 投票	市役所本庁入口ロビ -	泉崎 1 - 1 - 1
第 34 投票区	神原中学校体育館	樋川 2 - 8 - 1
第 35 投票区	城岳小学校体育館	楚辺 2 - 1 - 1
第 36 投票区	壺川老人福祉センタ -	字壺川 2 8 - 2

投票区名	投票所に充てた施設の名称	所在地
第 37 投票区	久茂地小学校体育館	久茂地 3 - 2 6 - 2 7
第 38 投票区	前島小学校体育館	前島 1 - 7 - 1
第 39 投票区	那覇中学校体育館	松山 2 - 2 4 - 1
第 40 投票区	若狭小学校特別教室棟の多目的ホ-ル	若狭 2 - 1 6 - 1
第 41 投票区	上山中学校体育館	久米 1 - 3 - 1
第 42 投票区	上山中学校体育館	久米 1 - 3 - 1
第 43 投票区	垣花小学校 1 年ワ-クハ-ス	山下町 1 7 - 1
第 44 投票区	小禄小学校体育館	字小禄 1 1 5 0
第 45 投票区	小禄南小学校玄関フロア-	字小禄 9 5 5
第 46 投票区	鏡原中学校体育館	鏡原町 3 6 - 1
第 47 投票区	小禄支所 1 階ロビ-	字宇栄原 1 0 3 5
第 48 投票区	小禄中学校体育館	宇栄原 2 - 2 3 - 1
第 49 投票区	小禄南公民館 1 階ホ-ル	高良 2 - 7 - 1
第 50 投票区	金城小学校体育館	金城 4 - 3 - 1
第 51 投票区	新都心銘苅庁舎	銘苅 2 - 3 - 1

那覇市選挙管理委員会告示第 3 3 号

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

投票管理者及びその職務代理者の住所、氏名等について

平成 1 5 年 1 1 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
1	石嶺小学校	石川和男	省 略	内間裕昭	省 略
2	城東小学校	浜元泰三	省 略	宮良 努	省 略
3	城北小学校	座嘉比光雄	省 略	浦崎修	省 略
4	城北小学校	稲福 弘	省 略	中村芳隆	省 略
5	大名児童館	宮城 哲哉	省 略	崎濱秀司	省 略
6	首里公民館	知名 弘	省 略	宮良佳孝	省 略
7	城南小学校	金城貞雄	省 略	金城康也	省 略
8	城西小学校	神谷乗治	省 略	神谷直樹	省 略
9	首里高等学校	眞喜屋 勇	省 略	辺土名朝次	省 略
10	松島中学校	上江洲喜紀	省 略	中本徹	省 略
11	末吉老人福祉センター	饒波秀男	省 略	片山伸二	省 略
12	真嘉比小学校	井上邦彦	省 略	真境名元作	省 略
13	やすらぎの里	前原常雄	省 略	大城仁志	省 略
14	沖縄工業高校	高良喜宏	省 略	高良徹	省 略
15	松川小学校	野原由将	省 略	仲宗根正廣	省 略
16	大道小学校	喜納博明	省 略	又吉明彦	省 略
17	石田中学校	久高友隆	省 略	大城宏高	省 略
18	識名小学校	新垣昌秀	省 略	山城忠信	省 略
19	上間小学校	兼次俊正	省 略	長濱宗直	省 略
20	仲井真小学校	小橋川邦也	省 略	上原 俊	省 略

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
21	真地小学校	与那原幸一	省 略	東 政範	省 略
22	寄宮中学校	徳元和政	省 略	高宮修一	省 略
23	真和志小学校	本部栄治	省 略	赤嶺 拓	省 略
24	真和志支所	高嶺哲彦	省 略	坂井 葵	省 略
25	与儀小学校	具志光展	省 略	安里成顕	省 略
26	古蔵中学校	新城浩一	省 略	田場 創	省 略
27	古蔵中学校	上江洲清尚	省 略	瀬長正勝	省 略
28	安謝児童館	渡名喜守忠	省 略	辺野喜英之	省 略
29	曙小学校	新里真和	省 略	比嘉 勤	省 略
30	泊小学校	根間秀夫	省 略	島袋 昇	省 略
31	神原小学校	嘉数真	省 略	岸本 修	省 略
32	壺屋小学校	富山嘉昌	省 略	富山米子	省 略
33	市役所本庁	稲福吉久	省 略	中山 正典	省 略
34	神原中学校	東恩納隆栄	省 略	渡嘉敷宗清	省 略
35	城岳小学校	栄野元到	省 略	大城豊政	省 略
36	壺川老人福祉センター	与儀実彦	省 略	新垣善永	省 略
37	久茂地小学校	仲井真正則	省 略	玉城さおり	省 略
38	前島小学校	仲田恵司	省 略	山下 恒	省 略
39	那覇中学校	倉原英弘	省 略	又吉英一郎	省 略
40	若狭小学校	大城伸雄	省 略	佐々木一肇	省 略

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
41	上山中学校	浦崎直浩	省 略	内間正子	省 略
42	上山中学校	崎枝 智	省 略	金城 司	省 略
43	垣花小学校	平良克巳	省 略	上原一哲	省 略
44	小禄小学校	當山昌一	省 略	上原克	省 略
45	小禄南小学校	新垣光信	省 略	嶺井比呂志	省 略
46	鏡原中学校	具志堅英治	省 略	上原 晃	省 略
47	小禄支所	山入端登 志夫	省 略	大嶺 毅	省 略
48	小禄中学校	大城輝久	省 略	戸張洋史	省 略
49	小禄南公民館	上原郁夫	省 略	新川智博	省 略
50	金城小学校	照屋清光	省 略	新垣 豊	省 略
51	銘苅庁舎	上原悟	省 略	上原ゆり子	省 略

那覇市選挙管理委員会告示第34号

平成15年10月21日

掲 示 済

開票管理者及びその職務代理者について

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

小選挙区選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
大城勝夫	省 略	富永元順	省 略

比例代表選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
瀬良垣武安	省 略	比嘉朝文	省 略

那覇市選挙管理委員会告示第35号

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成 1 5 年 1 1 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

- 1 場所 那覇市字識名 1 2 2 7 番地  
那覇市民体育館 サブアリーナ
- 2 日時 平成 1 5 年 1 1 月 9 日 (日)  
午後 9 時 1 5 分開始

那覇市選挙管理委員会告示第36号

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

開票立会人のくじを行う場所及び日時について

平成 1 5 年 1 1 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が 1 0 人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

- 1 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号  
新都心銘苅庁舎 2 階  
那覇市選挙管理委員会
- 2 日時 平成 1 5 年 1 1 月 6 日 (木)  
午後 5 時 3 0 分

那覇市選挙管理委員会告示第 37 号

平成 15 年 10 月 21 日

掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示順序決定のくじを行う日時及び場所について

平成 15 年 11 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における氏名等の掲示(投票所氏名掲示)の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

- 1 日時 平成 15 年 10 月 28 日(火)  
午後 5 時 30 分
- 2 場所 那覇市銘苅 2 - 3 - 1  
新都心銘苅庁舎 2 階  
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 38 号

平成 15 年 10 月 21 日

掲 示 済

裁判官の氏名等の掲示場所について

平成 15 年 11 月 9 日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

投票区名	審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所
第 1 投票区	首里石嶺町 4 - 208 - 7 コーポアシス向い(ガードレール)
第 2 投票区	首里石嶺町 2 - 193 - 2 新城宅横(フェンス)
第 3 投票区	首里石嶺町 3 - 96 大城眼科隣(河川フェンス)
第 4 投票区	首里久場川町 2 丁目 消防署首里出張所向い(ガードレール)
第 5 投票区	首里大名町 3 - 63 諸見里宅横 河川(フェンス)
第 6 投票区	首里汀良町 3 丁目汀良市営住宅集会所前電話ボックス隣(ガードレール)
第 7 投票区	首里鳥堀町 4 丁目 弁ヶ嶽下トイレ側(ガードレール)

第 8 投票区	首里桃原町 1 - 6 仲尾次宅前 (ガードレール)
第 9 投票区	首里寒川町 2 丁目 5 番地 兼元宅横 (ガードレール)
第 10 投票区	古島 2 - 3 1 - 1 那覇市立病院看護婦宿舎 (塀)
第 11 投票区	首里末吉町 1 丁目 末吉公園入口左側 (柵)
第 12 投票区	字真嘉比 1 6 6 - 2 アキビン集積所前 (ガードレール)
第 13 投票区	字安里 4 4 マンモス漁具那覇店付近 (ガードレール)
第 14 投票区	松川 1 2 - 1 兼次アパート B 向い歩道側 (ガードレール)
第 15 投票区	字松川 3 8 6 - 1 坂下マンション前 (ガードパイプ)
第 16 投票区	字大道 8 8 - 1 7 照屋宅向い (ガードレール)
第 17 投票区	繁多川 1 - 1 - 4 6 三和交通繁多川営業所 (フェンス)
第 18 投票区	識名 2 - 1 3 - 4 6 (有)スリーエイト隣歩道側ガードレール
第 19 投票区	長田 2 - 2 4 - 6 中尾宅向かい (ガードレール)
第 20 投票区	字国場 4 0 5 嘉数女子学園前 (ガードレール)
第 21 投票区	字真地 2 7 7 真地団地 8 棟前バス停後ろ (フェンス)
第 22 投票区	字国場 1 1 7 1 付近 おもしろ公園の柵
第 23 投票区	寄宮 3 - 1 - 1 真和志小学校前 (ガードレール)
第 24 投票区	寄宮 2 - 6 - 1 松堂ビル横歩道側 (ガードレール)
第 25 投票区	与儀 1 - 3 県立那覇病院前バス停横 (ガードレール)
第 26 投票区	字古波蔵 3 9 3 古蔵小校門横消火栓標識付近
第 27 投票区	古波蔵 2 - 2 1 - 3 宮里印刷所前 (ガードレール)
第 28 投票区	字安謝 6 5 3 国際重機ビル付近 (柵)
第 29 投票区	字天久日流アパート前 (ガードレール)
第 30 投票区	泊 3 - 1 - 8 泊北岸船客待合所入口横 (ガードレール)
第 31 投票区	安里 2 - 9 ひめゆり橋 (欄干) 安里交差点に向かって左側
第 32 投票区	牧志 2 - 8 牧志公園公衆トイレ前

第 3 3 投票区	泉崎 1 丁目 モノレール旭橋駅交通広場前 (植栽)
第 3 4 投票区	樋川 2 - 1 6 - 3 与儀交差点陸橋下 (ガードレール)
第 3 5 投票区	楚辺 2 - 1 城岳小学校駐車場前 (植栽)
第 3 6 投票区	壺川 3 - 1 - 1 9 ミスタードーナツ壺川店裏 (植栽)
第 3 7 投票区	久茂地 1 - 1 1 - 6 琉球銀行横川沿い (植栽)
第 3 8 投票区	前島 2 - 2 上原ビル隣駐車場向い川沿い (フェンス)
第 3 9 投票区	松山 1 - 2 8 - 1 わかさ保育園横 (ガードレール)
第 4 0 投票区	若狭 2 - 1 6 若狭小学校正門横 (植栽)
第 4 1 投票区	松山 1 - 1 7 松山公園前 (植栽側)
第 4 2 投票区	通堂町 1 東和重機向い (フェンス)
第 4 3 投票区	奥武山公園前バス停付近石柵 (国道 3 3 1 号沿い)
第 4 4 投票区	字小禄 8 6 3 - 4 上地宅横ガードレール
第 4 5 投票区	小禄 1 - 2 8 - 3 0 丸高アパート向い (ガードレール)
第 4 6 投票区	鏡原町 1 0 - 4 0 那覇市心身障害児療育センター向いガードレール (漫湖側)
第 4 7 投票区	字宇栄原 1 ビューティーサロンゆみ前 (ガードレール)
第 4 8 投票区	宇栄原 1 - 2 6 - 1 5 小禄オートガス前 (フェンス)
第 4 9 投票区	高良 1 - 4 高良公園
第 5 0 投票区	赤嶺駅エンゼルハイム側交通広場階段横 (フェンス)
第 5 1 投票区	銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎

那覇市選挙管理委員会告示第 3 9 号  
平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日  
掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 3 0 条の 7 第 1 項の規定により平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日から平成 1 5 年 1 0 月 2 9 日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面

の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝夫

縦 覧 の 場 所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局

## 消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 2 号  
平成 15 年 10 月 6 日  
施 行 済

那覇市火災等予防違反処理規程を次のように定める。

那 覇 市 消 防 本 部  
消 防 長 大 田 和 人

### 那覇市火災等予防違反処理規程

那覇市火災等予防違反処理規程(平成 6 年那覇市消防本部訓令第 3 号)の全部を改正する

#### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 違反処理 (第 9 条—第 24 条)
- 第 3 章 補則 (第 25 条—第 30 条)
- 付則

#### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)及び那覇市火災予防条例(昭和 47 年那覇市条例第 18 号)に定める火災等予防に関する違反(以下「違反」という。)の処理について必要な事項を定めるものとする。

(違反処理の定義)

第 2 条 この規程において、違反処理とは、違反の是正をすることにより、火災等の発生及び拡大の防止を図る行政上の措置をいう。

(違反処理の主体)

第 3 条 違反処理は、消防長又は消防署長が行う。ただし、法第 3 条第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定の措置命令については、消防長又は消防署長以外の消防吏員(以下「職員」という。)が行うことができる。

(違反処理の区分)

第 4 条 違反処理の区分は、次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 命令

- (3) 許可の取消し
- (4) 告発
- (5) 過料事件の通知
- (6) 代執行
- (7) 略式の代執行

(違反処理上の留意事項)

第5条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容又は火災等危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正かつ公平に行わなければならない。
- (2) 違反処理を行うに当たっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処しなければならない。
- (3) 違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めなければならない。

(違反処理基準等)

第6条 違反処理は、次に定める基準により処理しなければならない。

- (1) 警告、命令、告発を前提とした違反処理基準(別表1)に該当する場合
- (2) 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

(違反処理の指導等)

第7条 消防長は、違反処理を適正に執行するために必要があると認めるときは、消防署長に対し違反処理に関する事項について指導又は指示をすることができる。

- 2 消防署長は、違反処理のため必要があると認めるときは、第1号様式により消防長に対し消防職員の派遣を要請することができる。ただし、緊急を要する場合等は口頭により要請するものとする。
- 3 消防長は、前項の要請があったとき又は違反処理の執行に当たり特に必要があると認めるときは、第2号様式により職員を派遣するものとする。

(違反処理の調査等)

第8条 職員は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた消防長又は消防署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査に当たらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。
- 3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書(第3号様式)により消防長又は消防署長に報告しなければならない。なお、違反事実の確認を行うため必要とする場合にあっては、法第4条第1項の規

定に基づく資料提出命令書(第4号様式)及び報告徴収書(第5号様式)を交付することができる。

- 4 職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書(第6号様式)を作成しなければならない。

## 第2章 違反処理

### (警告)

第9条 消防長又は消防署長は、調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当する場合は、命令等の前段階として警告書(第7号様式)を交付するものとする。

- 2 消防長又は消防署長は、緊急に措置する必要があると認める場合で警告書を交付するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。ただしこの場合、事後速やかに警告書を交付するものとする。

- 3 前2項以外で違反の是正又は違反行為について警告を必要とする場合は、警告書を交付することができるものとする。

### (命令)

第10条 消防長又は消防署長は、調査した違反内容が違反処理基準等の命令要件の措置に該当した場合又はその他消防法令に違反した者に対しては、命令書(第8号様式)を交付し命令を行うものとする。

- 2 消防長又は消防署長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を交付するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。ただしこの場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

- 3 法第3条第1項並びに法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準等の命令要件の措置をとるべきものに該当する違反を発見した職員は口頭で必要な事項について命令することができる。ただしこの場合、事後速やかに命令書(第9号様式)を交付しなければならない。

### (命令の解除)

第11条 消防長又は消防署長は、違反の一部が是正された場合には、その是正状況を確認し、命令の解除を適当と認めるときは、速やかに当該関係者に対し命令解除通知書(第10号様式)を交付し、命令を解除することができる。

### (催告)

第12条 消防長又は消防署長は、履行期限を経過してもなお命令事項が履行されていない場合には、必要に応じ、当該関係者に対し催告書(第11号様式)を交付し、当該命令事項の履行を促すものとする。

### (公示)

第13条 消防長又は消防署長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条

の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項及び第 4 項、第 8 条の 2 第 3 項並びに第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識(第 12 号様式)の設置その他別に定める方法により速やかに公示を行うものとする。

2 前項の公示を行う期間は、当該命令の履行又は解除までの間とする。

(許可の取消し)

第 14 条 消防長は、法第 12 条の 2 の規定による許可の取消しを行う場合は、当該製造所等の所有者、管理者又は占有者(法第 11 条第 6 項の規定より譲渡又は引渡しがあったときはその地位を継承した者)に対し、許可取消書(第 13 号様式)を交付することにより行うものとする。

(告発)

第 15 条 消防長又は消防署長は、次の各号に該当するもので罰則をもって対応すべきと認める場合には、告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき。
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき。
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき。

2 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとし、告発書(第 14 号様式)に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- (1) 立入検査結果の通知書(写)
- (2) 警告書、命令書(写)
- (3) 図面、写真
- (4) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

3 消防署長が告発する場合は、事前に第 15 号様式により消防長に報告するものとする。

4 消防長は、告発に係る処分通知があった場合は、その写しを消防署長に送付するものとする。

5 消防署長は、告発に係る処分通知があった場合は、その写しを消防長に報告するものとする。

(過料事件の通知)

第 16 条 消防長又は消防署長は、法第 8 条の 2 の 3 第 5 項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対し過料事件の通知を行うものとする。

2 消防長又は消防署長は、過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書(第 16 号様式)に必要な資料を添付して行うものとする。

3 消防署長が過料事件の通知を行う場合は、事前に消防長に第 17 号様式により報告するものとする。

(代執行)

第17条 消防長又は消防署長は、第10条の規定による命令又は第15条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことができるものとする。

2 消防署長が代執行を行う場合は、事前に第18号様式による消防長の承認を受けるものとする。

3 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに代執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告書(第19号様式)
- (2) 代執行令書(第20号様式)
- (3) 代執行費用納付命令書(第21号様式)
- (4) 代執行執行責任者証(第22号様式)

(証票の携帯)

第18条 消防長又は消防署長その他の職員が、代執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第3項第4号の証票を携帯し、関係がある者から要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(略式の代執行)

第19条 消防長又は消防署長は、法第3条第1項又は第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確認することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定に基づき、当該職員に法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせることができるものとする。

(物件の保管等)

第20条 消防長又は消防署長は、法第3条第2項及び第5条の3第2項の規定により、法第3条第1項第3号又は第4号の措置をとるべき必要があると認める物件及び法第5条の3第1項の措置をとるべき必要があると認める物件は、適当な場所又は施設等を選定して保管するものとする。なお、保管に際しては次の各号に留意するものとする。

- (1) 物品の滅失及び破損の防止
- (2) 盗難の予防措置
- (3) 危険物又は燃焼のおそれのある物件については、火災等の発生防止

2 消防長又は消防署長は、前項の規定により物件を保管したときは、遅滞なく保管物公示書(第23号様式)により消防本部、消防署及び消防出張所に掲示するとともに、保管物件一覧簿(第24号様式)に記録し、関係者が閲覧できるようにしておかなければならない。

3 消防長又は消防署長は、前項の公示によってもなお当該物件の所有者、管

理者又は占有者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所が判明しないときは、その公示の要旨を那覇市の広報紙等に記載するものとする。

(保管物件の売却)

第21条 消防長又は消防署長は、保管物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用又は手数を要すると認めるときは、保管物件を売却し、その代金を保管するものとする。

2 消防署長は、前項の規定により保管物件を売却しようとするときは、あらかじめ消防長の承認を得るものとし、保管物件を売却したときは、その旨を消防長に報告するものとする。

(保管物件の返還等)

第22条 消防長又は消防署長は、保管物件の所有者等であることを主張する者(以下「主張者」という。)から当該物件の返還を求められたときは、次により処理しなければならない。

(1) 主張者に保管物件返還請求書(第25号様式)の提出をさせるとともに、当該保管物件の所有者等であることを証する書類の提出を求め、権利の存否を確認すること。

(2) 主張者に保管物件受領書(第26号様式)と引換えに当該物件を返還すること。

(3) 前条の規定により保管物件を売却しその代金を保管しているときは、主張者に売却代金返還請求兼受領書(第27号様式)を提出させ、当該保管物件の売却代金を返還すること。

(保管費等の徴収)

第23条 消防長又は消防署長は、前条の規定により保管物件若しくは保管物件の売却代金を返還したとき又は所有権の放棄があったときは、法第3条第3項の規定により準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第64条第5項の規定により準用する行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条の規定により当該保管物件の所有者等又は所有権を放棄した者に対し、保管等に要した費用の納付を保管費等納付命令書(第28号様式)により命ずるものとする。

(所有権を放棄した物件及び法定期間の経過後の物件の処理)

第24条 消防長又は消防署長は、所有権の放棄があった保管物件又は法第3条第3項の規定により準用する災害対策基本法第64条第6項に規定する法定期間を経過した保管物件については、速やかに必要な処理を行うものとする。

2 消防署長は、前項の処理を行ったときは、速やかに消防長に報告するものとする。

### 第 3 章 補 則

#### (事前手続)

第25条 この規定において、聴聞、弁明が必要な不利益処分とは次に掲げるものをいう。

- (1) 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- (2) 消防長又消防署長が相当と認めるとき。

2 前項に該当しないときは弁明の機会を付与する。

3 弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として弁明（弁明調書第29号様式）による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行うものとし、弁明の機会の付与の通知書（第30号様式）は、弁明書の提出期限等の事項を不利益処分の名あて人に対し通知するものとする。

4 聴取は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会を与えることにより、処分を受ける者と消防長又は消防署長が違反事実の判断確認を行うものであり、聴聞を行う場合は、聴聞通知書（第31号様式）により通知するものとする。

5 弁明又は聴聞の通知を受けた者が代理人を選任した場合は、代理人資格証明書（第32号様式）で、弁明又は聴聞の通知を受けた者が代理人を解任したときには、代理人資格喪失届出書（第33号様式）でもってその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

#### (違反処理結果の確認等)

第26条 消防長又は消防署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等の経過を違反処理台帳（第34号様式）に記録しておかなければならない。

#### (報告)

第27条 消防署長が、違反処理を行った場合は、次により消防長に報告しなければならない。

- (1) 警告、命令（口頭を含む）、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったときは、違反処理報告書（第35号様式）により報告するものとする。
- (2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（第36号様式）により報告するものとする。

#### (警告書等の交付手続)

第28条 この規程に定める警告書、命令書、許可の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を交付するときは、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書（第37号様式）に署名押印を求めるものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否した場合は、その他必要あるときは、配達証明

又は内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

(関係行政機関との連携)

第29条 消防長又は消防署長は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、関係行政機関に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

2 消防長又は消防署長は、他法令違反が存する防火対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係行政機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合には、他の関係行政機関の事務に支障がないように配慮し、法第35条の10の規定に基づく火災予防関係事項照会書（第38号様式）で照会を行う等、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。

3 消防長又は消防署長は、違反処理につき関係行政機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか必要な事項は消防長が定める。

付 則

この訓令は、平成15年10月6日から施行する。

別表 1 (その 1)

適用要件及び履行期限	
(1) 屋外における火災予防に危険な行為等 (法第 3 条関係)	
<p>次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの</p>	<p>ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為                      イ 残火、取灰又は火の粉                      ウ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件                      エ 放置され、若しくはみだりに存置された物件(上記ウの物件を除く)</p>
(2) 防火対象物における火災予防に危険な行為等 その 1 (法第 5 条関係)	
<p>防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるものの</p>	<p>ア 火災の予防に危険であると認める場合                      イ 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合                      ウ 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合                      エ その他火災予防上必要があると認める場合</p>
(3) 防火対象物における火災予防に危険な行為等その 2 (法第 5 条の 2 関係)	
<p>ア 法第 5 条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されていない場合、履行されても十分でない場合、又はその措置の履行について期限が付されているものにあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため引き続き火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合                      イ 法第 5 条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	
(4) 防火対象物における火災予防に危険な行為等その 3 (法第 5 条の 3 関係)	
<p>次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの</p>	<p>ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為                      イ 残火、取灰又は火の粉                      ウ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件                      エ 放置され、若しくはみだりに存置された物件(上記ウの物件を除く)</p>

別表 1 (その 2)

適用要件及び履行期限	
(5) 防火管理関係違反(法第 8 条第 1 項及び法第 8 条の 2 違反)	
<p>防火管理者未選任及び共同防火管理協議事項未決定のもの</p> <p>消防計画未作成、消防計画が不適切及び消火、通報及び避難訓練未実施のもの</p>	<p>ア 防火管理関係違反(消防法第 8 条第 1 項及び第 8 条の 2 違反)の事項については、法第 8 条第 3 項又は法第 8 条の 2 第 3 項により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず措置が履行されず又は履行されても十分でない場合のもの。なお、履行期限は別表 2 及び別表 3 に掲げる期限とする。</p> <p>イ 防火管理業務不適正関係違反(消防法第 8 条第 1 項違反)の事項については、法第 8 条第 4 項により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず措置が履行されず又は履行されても十分でない場合のもの。なお、履行期限は別表 4 に掲げる期限とする。</p>
(6) 消防用設備関係違反(法第 17 条の 3 の 3 違反)	
<p>消防用設備等の点検、整備未実施等のもの</p>	<p>消防用設備等に関する違反(消防法第 17 条の 3 の 3)の事項については、法第 17 条の 4 第 1 項により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず措置が履行されず又は履行されても十分でない場合のもの。なお、履行期限は別表 5 に掲げる期限とする。</p>
(7) 製造所設置・変更関係違反(法第 11 条第 1 項違反)	
<p>製造所等の設置、変更等について次の状況が認められるもの</p>	<p>製造所等の設置、変更等に関する違反(消防法第 11 条第 1 項)の事項については、法第 12 条により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず措置が履行されず又は履行されても十分でない場合、若しくは違反内容が重大で、許可の取消が必要であると認めるもの。なお、履行期限は別表 6 に掲げる期限とする。</p>
(8) 定期点検報告(法第 8 条の 2 の 2 及び法第 8 条の 2 の 3)	
<p>ア 定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの</p> <p>イ 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの</p> <p>ウ 法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 17 条の 4 第 1 項の規定の命令がされたもの</p> <p>エ 法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に該当しなくなったもの</p>	

別表 2

適 用 要 件	履 行 期 限
防火管理者未選任	2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

別表 3

適 用 要 件	履 行 期 限
共同防火管理協議事項未決定	防火対象物における各権原ごとの防火管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。

別表 4

適 用 要 件	履 行 期 限	
防火管理業務不適正	消防計画未作成	2週間以内 (防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。)
	消防計画が不適切なもの	2週間以内 (防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。)
	消火、通報及び避難訓練未実施	1ヶ月以内 (規模、用途に応じて設定する。)
	消防用設備等の点検、整備未実施等	点検未実施については、1ヶ月以内 整備未実施については、整備内容により期限を設定する。
	火気使用器具、電気器具等の管理	1ヶ月以内
	指定場所における喫煙等の制限	原則、即時
	避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	2週間以内
	劇場等の定員管理不適正	原則、即時

別表 5

適 用 要 件	履 行 期 限		
消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	(延べ面積)	見積り日数	着工届から設置届までの日数
	屋内消火栓 (500 m <sup>2</sup> 未満)	30 日	2 ヶ月
	屋内消火栓 (1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満)	30 日	3 ヶ月
	屋内消火栓 (3,000 m <sup>2</sup> 以上)	40 日	4 ヶ月
	スプリンクラー (500 m <sup>2</sup> 未満)	30 日	4 ヶ月
	スプリンクラー (500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満)	30 日	5 ヶ月
	スプリンクラー (1,000 m <sup>2</sup> 以上)	40 日	8 ヶ月
	自動火災報知設備 (500 m <sup>2</sup> 未満)	30 日	2 ヶ月
	自動火災報知設備 (500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満)	30 日	3 ヶ月
	自動火災報知設備 (1,000 m <sup>2</sup> 以上)	40 日	5 ヶ月

別表 6

適 用 要 件	履 行 期 限
製造所等の位置、変更等に関する基準違反	速やかに

第 1 号 様 式 ( 第 7 条 関 係 )

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長 印

## 職 員 派 遣 要 請 書

下 記 の 防 火 対 象 物 の 違 反 処 理 の た め 、 職 員 を 派 遣 し て い た だ く よ う 要 請 し ま す 。

記

- 1 防 火 対 象 物 名
- 2 所 在 地
- 3 用 途 ・ 構 造 等
- 4 関 係 者 氏 名 等
- 5 指 導 内 容
- 6 そ の 他 ( 日 時 )

第 2 号様式 ( 第 7 条関係)

年 月 日

消防署長 様

消防長 印

## 職員派遣通知書

年 月 日付けで要請のあったことについては、下記のとおり ( 派遣する・派遣しない) ことを決定したので通知する。

記

- 1 派遣職員名
- 2 派遣期間
- 3 その他

第 3 号 様 式 ( 第 8 条 関 係 )

年 月 日

消防長  
消防署長 様

階級・氏名 印

## 違 反 調 査 報 告 書

違 反 者	住 所			
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 ( ) 歳	職 業	
対 象 物 の 状 況	所 在	那覇市		
	名 称		構 造 ・ 規 模	地上 階 耐火構造 延面積 m <sup>2</sup>
	用 途			
違 反 事 実				
違 反 条 項				
違 反 の 概 要 ( 発 生 事 由 ・ 経 過 等 )				
参 考 事 項 ( 査 察 経 過 等 )				

第 4 号様式 (第 8 条関係)

那 消 第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

那覇市消防長  
消防署長 印

## 資 料 提 出 命 令 書

所 在 那覇市  
名 称  
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 44 条第 2 号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。



第 6 号様式 (第 8 条関係)

## 質 問 調 書 ( 第 回 )

開始 年 月 日 時 分ごろ  
 質問実施日時  
 終了 年 月 日 時 分ごろ

防火対象物の所在地 那覇市  
 同 名 称

上記の防火対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者住所  
 氏 名  
 生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳)  
 職業 (職名)

(被質問者名) 印
上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのない旨申し立て、署名、押印した。
年 月 日
録取者 消防署
階級 印
記録者 消防署
階級 印



第 7 号 様 式 ( そ の 2 ) ( 第 9 条 関 係 )

住所 氏名	様	那消 第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>警 告 書</b>			
所 在 地 名 称 用 途	那覇市		
<p>あなたの権原に係る上記防火対象物は、と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。なお、この警告に従わない場合は、消防法第の規定に基づく命令を行うことがある。</p>			
記			
警告事項			

第 7 号 様 式 ( その 3 ) ( 第 9 条 関 係 )

住所 氏名	様	那消 第 年	第 月	号 日
		那覇市消防長 消防署長		印
<b>警 告 書</b>				
所 在 地 名 称				
危険物の品名、数量				
あなたの権原に係る上記場所における危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。なお、この警告に従わない場合は、消防法第 〇 〇 〇 〇 の規定に基づく命令を行うことがある。				
記				
警告事項				

第 7 号 様 式 ( その 4 ) ( 第 9 条 関 係 )

住所 氏名	様	那消 第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>警 告 書</b>			
名 称			
製造所等の 設置場所	那覇市		
製造所等の別 貯蔵所又は取扱所の区分	( 製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所 )		
設置許可年月日	年 月 日		
設置許可番号	第 号		
<p>あなたの権原に係る上記対象物は、消防法違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。なお、この警告に従わない場合は、消防法第 〇 〇 〇 〇 の規定に基づく命令を行うことがある。</p>			
記			
警告事項			

第 7 号 様 式 ( そ の 5 ) ( 第 9 条 関 係 )

住所 氏名	様	那消	第	号
			年	日
			月	
		那覇市消防長		印
		消防署長		
<b>警 告 書</b>				
所 在 地	那覇市			
名 称				
用 途				
<p>あなたの権原に係る防火対象物が存する上記対象物について、消防法施行規則第 4 条の 2 で定める事項を別記に掲げる者と協議して 年 月 日までに定めるよう警告する。なお、協議事項を定めたときは、速やかに届け出てください。</p> <p>この警告に従わないときは、法律に基づく措置をとることがあります。</p>				

第 7 号 様 式 ( そ の 6 ) ( 第 9 条 関 係 )

住所 氏名	様	那消	第 年	月	号 日
		那覇市消防長 消防署長		印	
<b>警 告 書</b>					
<p>あなたは、 に違反していると認めるので、次のとおり履行するよう警告する。なお、警告に従わないときは、法律に基づく措置をとることがあります。</p>					
記					
警告事項					

第 8 号様式 (その 1) (第 10 条関係)

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
物件の所在地 又は行為場所	那覇市		
物件名又は 行為内容			
<p>あなたの上記 は、火災予防上危険と認めるので、消防法第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、本命令に従わない場合は、消防法第 3 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定により処罰されることがある。</p>			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
<p>教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p>			

第 8 号様式 (その 2) (第 10 条関係)

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
所 在 那覇市 名 称 用 途			
<p>あなたの権原に係る上記対象物は、 と認めるので、消防法第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、本命令に従わない場合は、消防法第 3 9 条の 2 の 2 第 1 項の規定により処罰されることがある。</p>			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
教 示			
<p>この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p>			

第 8 号様式 (その 3) (第 10 条関係)

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
所 在 那覇市 名 称 用 途			
<p>あなたの権原に係る上記対象物は、と認めるので、消防法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、本命令に従わない場合は、消防法第 4 1 条第 1 項第 1 号の規定により処罰されることがある。</p>			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
<p>教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p>			

第 8 号様式 ( その 4 ) ( 第 10 条関係 )

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
所 在 那覇市 名 称 用 途			
あなたの権原に係る上記対象物は、違反と認めるので、消防法第 の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、本命令に従わない場合 は、消防法第 の規定により処罰されることがある。			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
<b>教 示</b> この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。			

第 8 号 様 式 ( そ の 5 ) ( 第 10 条 関 係 )

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
所 在 那覇市 名 称			
危険物の 品名及び数量			
あなたの権原に係る上記場所における危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法第 違反と認めるので、消防法第 の規定に基づき、下記のとおり命令す る。			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
教 示	この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。		

第 8 号 様 式 ( そ の 6 ) ( 第 1 0 条 関 係 )

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
製造所等の 設置場所	名 称		
製造所等の別 貯蔵所又は取扱所の区分		(製造所・貯蔵所・取扱所)	
設置許可年月日		年 月 日	
設置許可番号		第 号	
<p>あなたの権原に係る上記対象物は、と認めるので、消 防法第 の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、この命令に従わない ときは、消防法により処罰されることがあります。</p>			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
<p>教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p>			

第 8 号様式 (その 7) (第 10 条関係)

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
製造所等の 設置場所	名 称		
製造所等の別 貯蔵所又は取扱所の区分		(製造所・貯蔵所・取扱所)	
設置許可年月日		年 月 日	
設置許可番号		第 号	
あなたの権原に係る上記対象物は、		と認めるので、消	
防法第	の規定に基づき、下記のとおり命令する。		
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
教 示			
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。			

第 8 号様式 ( その 8 ) ( 第 10 条関係 )

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>命 令 書</b>			
所 在	那覇市		
名 称			
用 途			
<p>あなたの権原に係る上記防火対象物について、消防法第 〇〇 で定める事項を別記に掲げる者と協議して 〇〇 年 〇 月 〇 日までに定めるよう消防法第 〇〇 規定に基づき命令する。なお、この命令に従わないときは、法律に基づく措置をとることがあります。また、協議事項を定めたときは速やかに届け出てください。</p>			
<p>教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。</p>			

第 9 号様式 ( 第 10 条関係)

住所 氏名	様	那覇市消防達第 年 月 日	号 日
		那覇市消防本部 階級 氏名	消防署 印
<b>命 令 書</b>			
所 在 那覇市 名 称 用 途			
<p>火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることが認められるので、 この規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、 この規定により処罰されることがある。</p>			
記			
1 命令事項			
2 命令の理由			
教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができる。			



第 11 号様式 (第 12 条関係)

住所 氏名	様	那消 第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<b>催 告 書</b>			
<p>あなたは、本職が 年 月 日付那消達第 号をもって命令した事項別紙命令書の写し) について履行しないので、速やかに履行するよう催告する。なお、本催告に従わないときは、 違反により することがある。</p>			

第 12 号様式(その 1) (第 13 条関係)

## 消防法による命令の公告

防火対象物の所在地  
防火対象物の名称  
命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しているので、  
年 月 日、同法第 に基づき次の  
事項を命じたものです。

命令事項

年 月 日

那覇市消防長  
消防署長 印

注意

- 1 この標識は、消防法第 5 条第 3 項の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

第 12 号様式 (その 2) (第 13 条関係)

## 消防法による命令の公告

製造所等の所在地  
製造所等の名称  
命令を受けた者の氏名

この製造所等は、消防法に違反しているので、  
年 月 日、同法第 に基づき次の事  
項を命じたものです。

命令事項

年 月 日

那覇市消防長  
消防署長 印

### 注意

- 1 この標識は、消防法第 5 条 3 項の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

第 13 号様式 ( 第 14 条関係)

住所 氏名	様	那消 第 年 月 日	号 日
		那覇市消防長 消防署長	印
<h2>許 可 取 消 書</h2>			
<p>あなたの権原に係る下記製造所等は、消防法第 〇〇 の規定に違反していると認めるので、同法第 12 条の 2 の規定に基づき、下記の許可を取り消します。なお、この処分を受けたにもかかわらず、当該施設において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱ったときは、消防法により処罰されることがあります。</p>			
記			
製造所等の 名称	設置場所	(製造所・貯蔵所・取扱所)	
製造所等の別 貯蔵所又は取扱所の区分			
設置許可年月日		年 月 日	
設置許可番号		第 号	
<p>教 示 この命令に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができます。</p>			

第 14 号様式 ( 第 15 条関係)

		那消	第	号
			年	日
			月	
警察本部 (警察署)	様	}		
司法警察員 (階級)				
地方検察庁	様	}		
検事正				
消防本部 (消防署)				
			那覇市消防長	
			消防署長	印
<h1>告 発 書</h1>				
下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づき、関係書類を添えて告発します。				
記				
1 被 告 発 人				
(1) 本	籍			
(2) 住	所			
(3) 氏	名			
(4) 生 年 月 日		年	月	日生 ( 歳)
(5) 職	業			
2 罪名及び適用法条				
3 違反事実				
4 証拠となるべき資料				
5 犯罪の情状				
6 参考事項				
7 意見				

第 15 号 様 式 ( 第 15 条 関 係 )

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長 印

## 告 発 報 告 書

刑 事 訴 訟 法 第 239 条 第 2 項 に 基 づ き 、 下 記 の 者 を 関 係 書 類 を 添 え て 関 係 機 関 へ 告 発 し ます 。

記

1 被 告 発 人

- (1) 本 籍
- (2) 住 所
- (3) 氏 名
- (4) 生 年 月 日
- (5) 職 業

年 月 日 生 ( 歳 )

2 罪 名 及 び 適 用 法 条

3 違 反 事 実

4 証 拠 と な る べ き 資 料

5 犯 罪 の 情 状

6 参 考 事 項

7 意 見

第 16 号様式 ( 第 16 条関係)

那覇市消防達第 号  
年 月 日

那覇地方裁判所  
御中

那覇市消防長  
消防署長 印

## 通 知

消防法第 条に基づき過料に処されるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 違反者の氏名及び住所  
氏名  
住所
- 2 違反対象物の名称等  
名称  
所在
- 3 該当法条
- 4 添付書類

第 17 号様式 ( 第 16 条関係)

年 月 日

消 防 長 様

消防署長 印

## 過料事件の報告

消防法第 条に基づき過料に処されるべき事件を発見したので、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 違反者の氏名及び住所  
氏名  
住所
- 2 違反対象物の名称等  
名称  
所在
- 3 該当法条
- 4 添付書類

第 1 8 号 様 式 ( 第 1 7 条 関 係 )

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長 印

## 代 執 行 承 認 書

- 1 所在地 那覇市
- 2 名称
- 3 用途

上記防火対象物については、年 月 日付那消達第 号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしました。

- 1 代執行の期日 年 月 日 時 分から
- 2 代執行執行責任者 ( 職 ・ 氏 名 )  
消防署 階級  
消防署 階級  
消防署 階級
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

第 19 号様式 (第 17 条関係)

那覇市消防達第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

那覇市消防長  
消防署長 印

## 戒 告 書

- 1 所在地 那覇市
- 2 名 称
- 3 用 途

上記対象物については、と認めたので、消防法第 条第 項の規定に基づき、年 月 日付那消達第 号をもって年 月 日までに履行することを命じましたが、いまだ履行されていません。

よって、前記命令を年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

### 教 示

この戒告に不服があるときは、この戒告があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができます。

第 20 号様式 (第 17 条関係)

那覇市消防達第 号  
年 月 日

## 代 執 行 令 書

住所  
氏名 様

那覇市消防長  
消防署長 印

- 1 所在地 那覇市
- 2 名 称
- 3 用 途

上記防火対象物については、 年 月 日付那消達第 号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生ずる損害についてはすべて責任を負わないので、申し添えます。

- 1 代執行の期日 年 月 日 時 分から
- 2 代執行執行責任者 (職・氏名)  
消防署 階級  
消防署 階級  
消防署 階級
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

### 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができます。

第 21 号様式 ( 第 17 条関係)

那覇市消防達第 号  
年 月 日

## 代執行費用納付命令書

住所  
氏名 様

那覇市消防長  
消防署長 印

- 1 所在地 那覇市
- 2 名 称
- 3 用 途

年 月 日付那消達第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額
- 3 納付方法 別途納入通知書による。
- 4 代執行 年 月 日施行

### 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に那覇市消防長に対して審査請求をすることができます。

第 22 号 様 式 ( 第 17 条 関 係 )

## 代 執 行 執 行 責 任 者 証

消 防 署  
階 級 ・ 氏 名

上 記 の 者 は 、 下 記 の 行 政 代 執 行 の 執 行 責 任 者 で あ る こ と を 証 す る 。

年 月 日

那 覇 市 消 防 長  
消 防 署 長 印

記

- 1 代 執 行 を な す べ き 事 項
- 2 代 執 行 を な す べ き 期 日

第 23 号様式 (第 20 条関係)

那 消 第 号  
平 成 年 月 日

## 保 管 物 公 示 書

那 覇 市 印

下記の物件は と認め、消防法第 3 条第 2 項の規定に基づき保管した。管理すべきものの住所、居場所及び事業所が不明のため、同法第 3 条第 3 項の規定により準用する災害対策基本法第 64 条第 3 項に基づき公示する。

記

名 称 又 は 種 類	
形 状 及 び 数 量	
保 管 場 所	



第 25 号様式 ( 第 22 条関係)

年 月 日

## 保管物件返還請求書

那覇市 様

住 所

氏 名

印

貴 ( 消防本部 ・ 消防署 ) に保管されている下記の保管物件は、私の所有・管理するものでありますので返還を請求します。

### 記

- 1 名 称 又 は 種 類
- 2 形 状 及 び 数 量
- 3 物 件 の 所 在 し た 場 所
- 4 所 有 者 又 は 管 理 者 で あ る こ と を 証 す る 書 類

第 26 号様式 ( 第 22 条関係)

年 月 日

# 保管物件受領書

那覇市 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付で貴 ( 消防本部 ・ 消防署 ) 保管の

下記の物件を受領しました。

記

名称又は種類

形状及び数量

第 27 号様式 ( 第 22 条関係 )

## 売却代金返還請求兼受領書

		年	月	日
那覇市	様			
		住 所		
		氏 名		印
私の所有・管理する物件の売却代金		円の返還を請求します。		
上記の金額について確かに受領しました。				
		年	月	日
那覇市	様			
		住 所		
		氏 名		印

第 28 号様式 (第 23 条関係)

	那覇消防達第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日									
住所 氏名 _____ 様	那 覇 市 印									
<h2 style="margin: 0;">保管費等納付命令書</h2>										
<p>                     _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで保管した物件の保管等に要した費用は、下記                      のとおりであるので、_____ 年 _____ 月 _____ 日までに別紙納付書により納付す                      るよう消防法第 3 条第 3 項の規定により準用する災害対策基本法第 64 条第 5 項                      の規定により準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づき命令します。                      なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により                      徴収します。                 </p>										
記										
金 円										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">費 目 別</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費 目 別	金 額	内 訳							
費 目 別	金 額	内 訳								
<p>                     (教示) この命令に不服のあるときは、命令のあったことを知った日の翌日から                      起算して 60 日以内に _____ に審査請求をすることができます。                 </p>										

第 29 号様式 ( 第 25 条関係 )

		年	月	日
<h1>弁 明 調 書</h1>				
				印
				職・氏名
記				
1	弁明の機会の付与件名			
2	弁明の日時及び場所			
	年	月	日 ( )	時
	住所、場所			
3	弁明当日出頭者			
	(1) 当事者の氏名・住所			
	(2) 代理人の氏名・住所			
4	当事者及び代理人の弁明の要旨			
5	証拠書類等の票目			
6	上記以外の参考事項			

備考 弁明において参考となる書面・図面・写真などの資料等を添付すること。

第 30 号様式 (その 1) (第 25 条関係)

那 消 第 号  
年 月 日

## 弁明の機会の付与の通知書

住所  
氏名 様

那覇市消防長  
消防署長 印

行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり口頭により弁明の機会を付与しますので、この通知書を持参して、出席してください。

弁明の件名	
弁明の期日	
弁明の場所	
予定される不利益処分の内容	
根拠法令及び条項	
不利益処分の原因となる事実	
連絡・照会先	

- (注意)
- 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書を、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
  - 2 やむを得ない理由により弁明の期日を変更したいときは、弁明期日変更申出書により 日前までに上記の「連絡・照会先」に申し出てください。
  - 3 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

第 30 号様式 ( その 2 ) ( 第 25 条関係 )

那 消 第 号  
年 月 日

## 弁明の機会の付与の通知書

住所  
氏名 様

那覇市消防長  
消防署長 印

行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり文書により弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出して下さい。

弁 明 の 件 名	
予定される不利益 処 分 の 内 容	
根拠法令及び条項	
弁明書の提出先 及び提出期限	
不利益処分の原因 となる事実	
連絡・照会先	

- (注意) 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書により、上記の「連絡・照会先」に提出してください。  
2 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

第 31 号様式 (第 25 条関係)

住所 氏名	那消 第 年 月 日	号 日
様	那覇市消防長 消防署長 印	

## 聴 聞 通 知 書

行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、あなたに対する下記事実を原因とする不利益処分に係る聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

聴聞の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織名称・所在及び聴聞主宰者	

- 教示 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞への出頭に代えて処分に対する陳述書及び証拠書類等を聴聞期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
- 3 あなたは、聴聞が終結するまでの間、処分の原因となる事実を証する資料（別添 1 「処分の原因となる事実の認定資料目録」を参照。）の閲覧を行政庁に求めることができます。

- 備考 1 あなたは聴聞に関して、代理人を選任することができます。  
この場合、聴聞開始までに代理人資格証明書を行政庁に提出して下さい。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、事前に 許可申請書により聴聞主宰者に申請して下さい。
- 3 あなた又は代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、聴聞を行ったものとして処分を決定します。
- 4 あなた又は代理人が聴聞期日に出席できない正当な理由があるときは、出席できない理由を 年 月 日 ( ) までに下記問い合わせ先に連絡して下さい。
- 5 あなた又は代理人は正当な理由がある場合は、行政庁に対し聴聞期日変更申請書により聴聞の期日の変更を申し出ることができます。

消防署  
担当  
電話番号

第 32 号様式 (第 25 条関係)

## 代 理 人 資 格 証 明 書

那覇市消防長  
消防署長 様

住 所  
氏 名 印

私は、弁明通知書 ( 年 月 日付第 号) に係る弁明の機会の付与について、  
下記の者を代理人に選任し、弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任します。

### 記

弁明の件名	
代理人住所	
代理人氏名等	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第 33 号様式 (第 25 条関係)

年 月 日

## 代理人資格喪失届出書

那覇市消防長  
消防署長 様

住 所  
氏 名 印

代理人資格証明書 ( 年 月 日付) により代理人として届け出た、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴 聞 の件名 弁 明	
代理人資格喪失者 住所	
代理人資格喪失者 氏名等	



第 35 号様式 (その 1) (第 27 条関係)

# 違 反 処 理 報 告 書

年 月 日

消防長 様

那覇市消防長  
消防署長 印

違反処理の状況及び調査の結果について報告します。

報告書作成者 階級・氏名 印

対 象 物	所在地	那覇市				
	名称			用途		
	構造 規模	構造			階層	
		面積			m <sup>2</sup> 延べ面積	m <sup>2</sup>
関 係 者	住所			所有者・管理者・占有者		
	法人名			職氏名		
	氏名			生年月日		
違 反 者	住所			対象物との関係		
	法人名 氏名			生年月日		

違反発見の経緯			
違反法条			
違反概要			
経 過	年 月 日	指 導 内 容	指 導 者 氏 名
意 見			
報 告 事 項			

第 35 号様式 (その 2) (第 27 条関係)

# 違 反 処 理 報 告 書

( 危 険 物 製 造 所 等 )

年 月 日

消防長 様

那覇市消防長  
消防署長 印

違反処理の状況及び調査の結果について報告します。

報告書作成者 階級・氏名 印

対 象 物	所 在 地	那覇市		
	名 称		製造所等	
	許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	完成検査 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
	許可品名及 び数量			
関 係 者	住 所		所有者・管理者・占有者	
	法人名		職氏名	
	氏 名		生年月日	
違 反 者	住 所		役 職 名	
	法人名 氏 名		生年月日	

違反発見の経緯			
違反法条			
違反概要			
経 過	年 月 日	指 導 内 容	指 導 者 氏 名
意 見			
報 告 事 項			

第 36 号様式 ( 第 27 条関係)

年 月 日

## 違反処理完結報告書

消防長 様

那覇市消防長  
消防署長 印

下記の防火対象物の違反処理を完結しましたので報告します。

記

年 月 日付 那消 第 号

対象物

名 称 :

違反概要 :

報告書作成者 階級・氏名 印

第 37 号様式 ( 第 28 条関係)

年 月 日

消防長  
消防署長 様

住 所  
氏 名 印

# 受 領 書

年 月 日付 第 号の命令書は、確かに受領しました。

第 38 号様式 (第 29 条関係)

那 消 第 号  
年 月 日

## 火災予防関係事項照会書

警察署  
署長 様

那覇市消防長  
消防署長 印

火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、消防法第 35 条の 10 項の規定に基づき照会します。

記

住所、氏名、電話番号

照会消防署の所在地

照 会 者 氏 名  
連 絡 電 話 番 号

**那覇市消防本部訓令第3号**

平成 15 年 11 月 4 日

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 本 部  
消 防 長 大 田 和 人

**那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令**

那覇市消防署の組織に関する規程（昭和47年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表西消防署安謝出張所の項中「那覇市港町1丁目」の次に「13番12号」を加え、同表中中央消防署末吉出張所の項を削る。

**付 則**

この訓令は、平成15年11月4日から施行する。